

第2回長野県温暖化対策ステークホルダー会議議事録

日時：平成24年10月19日（金）

午後1時30分から午後4時30分

場所：長野県庁 講堂

柳原係長

お待たせいたしました、まだお集まりになられていない団体の皆さんがいらっしゃると思いますが、定刻となりましたのでただ今から「第2回長野県地球温暖化対策ステークホルダー会議」を開会いたします。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます温暖化対策課の柳原でございます。よろしく願いいたします。

それでは初めに長野県温暖化対策課長の中島から、ご挨拶を申し上げます。

中島課長

長野県温暖化対策課長の中島でございます。

本日はご多忙中のところを長野県温暖化対策ステークホルダー会議にご参加いただきどうもありがとうございます。また日頃より長野県の温暖化行政にご協力いただき、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

今回のテーマであります温暖化でございますが、3・11の東日本大震災を契機としまして国の方でも温暖化対策またはエネルギー計画の見直しが行われているところでございまして、今般9月に革新的なエネルギー環境戦略がとりまとめられたところでございます。

そこで国のエネルギーの方向性が出たわけでございますが、本年末までに2013年以降の国の温暖化の計画も策定すると、そういった状況でございまして長野県としてもその動向を注視しているところでございます。なお長野県におきましては昨年より長野県地球温暖化戦略の検討会を設置しまして、これまでの取り組みのレビューを行い、また、新たな対策についての戦略の再構築を行ってまいりました。

今年からは環境審議会に地球温暖化対策専門委員会を設置しまして、本日もご参加いただいております一方井委員長、高木先生、歌川先生等にご参加いただきまして、長野県の地球温暖化対策のあり方についてご検討をいただいております。

また6月には第1回のステークホルダー会議を開催させていただきました、本日もご参加いただいている皆様さまから貴重なご意見を賜りました。いただいたご意見等を踏まえ、関係者との議論を踏まえてこの9月に専門委員会の方で長野県環境エネルギー戦略（第3次長野県地球温暖化防止県民計画）または長

野県地球温暖化対策の条例の改正案の中間報告を取りまとめていただきました。

それを受けまして現在長野県ではパブリックコメントを行い、または地域の関係者のご意見を伺うために地域の地方事務所で現在地域懇談会を開催しているところでございます。本日もご参加いただいております皆様、長野県の事業者の関係者の皆様または市民団体、民間団体の皆様にもご参加いただいております。よりよい温暖化対策を再構築していくために、皆様様の活動のまたは経験をもとに率直なご意見または提案があればぜひ本日もいただければと考えています。

本日も皆様とよりよい意見交換をして、その成果を長野県の新しい環境エネルギー戦略に生かしていきたいと考えております。活発なご意見、意見交換の場になりますことを期待しまして私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

柳原係長

では次に本日の会議資料のご確認をお願いいたします。

本日の会議資料につきましては、会議次第と出席者名簿の他に、配布資料一覧の記載がございます資料1から10、他に参考資料としてパブリックコメントの募集に関するもの、等々ございますのでご確認ください。

資料の方には記載をしてございませんが、温暖化対策の関係予算の概算要求説明会の開催についての通知、あと1村1エネルギープロジェクトの登録の通知が参考資料として配付してございますので、ご確認をいただきたいと思えます。また本日の会議は公開とさせていただきます、内容につきましては議事録をホームページ上に公開いたしますので、その旨参加の皆様におかれましてはご了解をいただきたいと思えます。

本来ですとここでステークホルダーの皆様をご紹介するところですが、時間が限られておりますので、お手元の出席者名簿によりご紹介に代えさせていただきますので、ご了承いただきたいと思えます。

それでは、次第に従い会議を進めてまいりたいと思えます。まず初めに今回の新制度構築に関して、長野県環境エネルギー戦略等の中間報告でございますが、「長野県環境エネルギー戦略 12 のポイント」と題しまして、長野県環境審議会地球温暖化対策専門委員会の委員長として中間報告を取りまとめられました、武蔵野大学の一方井誠治先生からお話をいただきます。

ここで先生のご紹介をさせていただきますが、1975年に環境庁に入庁されまして、環境庁の大臣官房政策評価広報課長、環境省参与などを歴任され、2012年4月から武蔵野大学環境学部の教授をご担当されております。これまで地球温暖化対策の経済的側面に関する調査研究や、環境と経済の統合を専門分野と

一方井委員長

してご活躍をされております。

「低炭素時代の日本の選択」、「国民のためのエネルギー原論」など多くの著書を出版されております。それでは一方井委員長、お願いいたします。

ご紹介いただきました一方井と申します。中島課長からもお話がありましたように、今回は中間報告を地球温暖化対策専門委員会の委員長として取りまとめさせていただきましたので、まず私の方から 15 分程度でそのポイントをお話しさせていただき、その後事務局の方からさらに詳しいご説明をさせていただきたいと思っております。

適宜お手元の資料もご参照ください。まず最初に、この計画の改定の必要性が書いてございます。ご承知のように京都議定書、日本は 1990 年をベースに今年が最終年になりますけれども、2008 年から 12 年までの 5 年間の平均で -6% という削減目標を持っております。

国の達成状況、また長野県の達成状況等を見ますと、現在数字的には 90 年の基準年を若干上回るという状況になってございます。ただ、この棒グラフ、もちろん皆様方はお分かりと思っておりますけれども 2008 年以降のリーマンショックを初めとする世界的不況の影響で全体的に二酸化炭素の排出量は減っているということがございます。

そういうこともありまして、実は景気がこれほど落ち込んでいなければ棒グラフはもっと高くなっていた可能性がある。逆に言うとこれから景気が回復していきますと、またもとのトレンドに戻っていく可能性が極めて高いということが言えると思っております。

それから、その横に今度は日本の化石燃料の輸入またはそれに伴うコスト、費用の話が書いてございます。これは IEA の国際的な資料から引っ張ってきたものでございますけれども、これからも日本だけではなくて先進国、途上国も含めてですけれども、化石燃料の需要が増えて GDP に占める割合も増えていく、特に日本のようにほぼ化石燃料の全量を海外から輸入している場合には、コスト負担というものが環境面だけではなくてむしろ日本経済の将来に非常に大きな影響を与える可能性があるということでございます。

それから、あとと言うまでもなく 2011 年の東日本大震災でございます。これまで日本は原子力発電を中心にエネルギー政策の構築をしてきたと、またそれが気候変動対策にも資するというのでやってまいりましたけれども、今はその前提が大きく崩れております。そういった意味でも日本としても長野県としてももう一度エネルギー政策から気候変動政策まで合わせて、見直しをしなければいけないということでございます。

最後に右下にありますのが、いわゆる地球温暖化の将来的な損害、ダメージ

の状況でございます。そのもとになるのが将来の気温上昇の予測でございますが、紫っぽく描いてあります方が東京大学と国立環境研究所のグループの推定。それからブルーでのラインというのが、これは気象庁気象研究所の方のグループの方で、それぞれ違うモデルで予測をしております。もし今のような社会構造、経済成長構造が続くとなると、2100年の段階では2度から5度というような非常に高い平均気温の上昇が見込まれております。これは、たかが数度と思われるかもしれませんが、非常に大きな影響が自然生態系だけではなくて経済面にも及ぶということがすでに分かっております。

12のポイントということで1つ目であります。今の背景でもお分かりになりますように、エネルギー問題と特に気候変動問題とはコインの表裏と申しますか、うらはらの関係にございます。これまでは、エネルギー政策は経済産業省、気候変動政策は環境省を中心とした別の政府組織ということで、十分にエネルギー政策と環境政策が統合されてこなかったというきらいがございます。

例えばエネルギー政策の方ではエネルギーの適正利用でありますとか、ピーク抑制、これが現時点での大きな課題の1つとなっているわけですが、こういう話というのはとりもなおさず気候変動政策にも非常に大きな関わりがございます。

そういったものをそれぞれの政策がばらばらにやるのではなくて、両者がお互いに関係性を持って整合的にいい政策を作っていくことによって、言ってみればより少ないコストでよりいい結果が得られるという考え方でございます。正直国のレベルでも努力はしているわけですが、私が見る限りまだ十分に統合がなされておりません。そういった意味で長野県が国に先駆けてこういう統合の試みをしたというのが、このポイントの第1でございます。

ちょっと右上の方に図が描いてありますが、これは何かと申しますと、エネルギーのフローというのは、もともと一次エネルギーと言われているものから最終消費まで流れていくわけですが、特に電力は大変使い勝手のいいエネルギーですが、一方で、発電所で大変なエネルギーロスが生じます、また送電ロスも生じます。

これまでそういったものが日本の場合あまり重視されてこなかったのですが、これからの時代には、こういったところも目配りをしていかなければいけない。あるいはピーク対策も同じでございます。

それからポイント2ですが、全体を貫くコンセプトとして持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会をつくとあります。簡単に言えば経済は成長をしつつ温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の削減が進む経済社会ということでございます。

下に2つの日本とドイツのここ20年ほどの間の折線グラフが書いてござい

まずけれども、右側のドイツを見ていただくとお分かりになりますように、ドイツはGDPベースでは日本よりも高いぐらいの成長をしておりますが、その一方で温室効果ガスは削減している。さらにそのベースとなるエネルギーの消費を抑えてきていると。

それに対して左側の日本は、GDPはそこそこ上がってはきていますが、それと同時にエネルギーの消費量、それから温室効果ガスも上がってくると。そういう構造になっているというのが読み取れます。日本の場合もドイツの場合も最後のところがちょっと下に下がっていますけれど、これはリーマンショック以降の世界不況の影響です。

それからポイント3ですが、本中間報告では2050年に向けた中間的な温室効果ガスの削減目標を明確に定めてございます。日本の場合はまだ、それぞれ2020年、2030年、2040年といったあたりの環境・エネルギー目標が、はっきりと決まっておられません。どんな計画でもまずは目標をきちんと決めないことには軸が定まりませんので、長野県の場合にはそれをまず明確に定め、それを部門別に割り振っていくということでございます。

それから4つ目のポイントは最終エネルギー消費量と自然エネルギー導入量の目標を定めたということでございます。よくこれからは再生エネルギーの導入が重要だというようなことも言われますが、今の消費量を前提にして、あるいは将来ともにその消費量がこれからどんどん増えていくというようなことを前提にしてそのエネルギー構造を転換していくというのは大変難しい面がございます。

また一方で現在のエネルギー消費というのは意外と無駄が多い部分がまだあって、そういうものを合理的に減らしていけば、我慢とかサービスの水準を低下させることなく、まだエネルギーの消費量を減らせるという面がございます。そういったものを詳細に検討いたしまして、最終エネルギーの消費量、日本の場合はこれから人口が減っていくという要素もございすけれども、それ以上に消費量を抑制していく。逆に言うとサービス等の水準は落とさない。一方自然エネルギーの導入量、これもきちんと目標を立ててそれを増やしていくと、そういうことでございます。

それからポイントの5つ目ですけれども、最大電力需要と自然エネルギーの発電設備容量の目標を明確に定めたということでございます。これも震災以降、だんだん我々一般の国民も分かってきたことですが、日本のエネルギー構造、特に電力の供給においてはピーク時の需要をどうやったらクリアできるかということで、ある意味非常に多くの発電設備を持っております。

ただそれはピークというのは一時的なものですから、年間通して見ると一方で見ればそれは過剰設備という面もございす。そういったようなことから考

えると、最大電力需要、ピークカットをしていくというのは、これからエネルギーを合理的に使っていく上で非常に重要なポイントになります。そういう最大電力需要のカットをしていくというのが次の目標でございます。

一方でその自然エネルギーの普及ですけれども、発電の量そのものも重要ですが、自然エネルギーというのはご承知のようにいわゆる火力発電所などと違って、いつでも定格の出力が出るとは限りません。そういうこともあって、発電設備容量自体はきちっと積み上げていって、その中で自然エネルギーの出力を確保していくということが必要です。まずはその発電設備容量の目標もきちんと決めようと、そういうことでございます。

それからポイントの6番目ですけれども、基本目標を頂点とした政策体系。これはどうしてもこういう平面的に書くとなかなか分類が難しいところがあるんですけれども、できるだけ政策としてまとまりがあるものが最終的にくるようにということで、大きく分けて、まず第一に、エネルギーの需要を県民の中でマネジメントする。一方的にエネルギーの供給を受けてという受身ではなくて、県民自身がマネジメントしていくという視点。

第二に、再生可能エネルギーの供給と利用。これを拡大していくということ。それから第三に、総合的な地球温暖化対策を推進していくという、そういう大きく3つの政策に分けております。さらにそれを分類して最終的にはそれぞれ政策のパッケージという形で実効性のある政策につなげるという体系を作っております。

それからポイント7つ目でございます。ここからは各論になるわけですが、家庭の省エネ政策パッケージというのを作っております。右側の折線グラフでもありますように、現在家庭で何が一番行われているかというところ、こまめな省エネというのがございます。

もちろんこれ、とっても大事なことですけれども、ややもするとこれをやっていたら省エネしているような気分になってしまう。私もそうですけれども、今の状況というのはこまめな省エネだけやっていたら済むという時代ではもとよりございません。それ以外の実効性のあるものをどうやったら実行していただけるだろうかという視点で、家庭部門の省エネ政策パッケージを作っております。

それから8番目が今度は事業者の省エネ政策パッケージということでございます。これは事業者の方々やはり厳しいマーケットの中で日々活動されているわけで、なかなかできることとできないことがあるわけですが、まずはその事業活動に関わる地球温暖化対策計画書というものを作っていく。

これももちろん、中小、零細の方にまですべて義務付けるというのは、これ

は一方で合理的でない面もありますので、そのところは一定の規模のところ
で切って、それ以下のところは任意というようなことをさせていただきます。それ
から事業者向け協定制度あるいは一般的に省エネの知見と普及と協力。こちら
の方は行政として最大限頑張っていこうということでございます。

それから9つ目ですが建設関係。これはエネルギーという面から見ても非常
に大きな分野の一つです。特に建築物というのはひとたびいろいろな物ができ
てしまうと、かなり長期にわたってそれが維持されてしまうということがあり
ますので、できるだけ計画的に改善をしていく。新築のときには当然新しい設
備を入れますし、途中の建築のチャンスがあるときもきちんと方向性を持って
やっていくということが大事になります。その際にそういった建築物の規模に
応じていろいろな省エネ関係の配慮をきちんと入れていただくという制度を
パッケージとして作成をいたしました。

それからポイントの10ですけれども、自然エネルギーの政策パッケージで
ございます。もちろんこれは前提として国が今年の7月から入れました、再生
可能エネルギーの固定価格の買取制度の活用というものがあるわけでありま
すけれども、さらにそれに加えて自然エネルギー普及の地域主導の基盤を整え
ようということで、例えば情報・知見の共有・創出というところで産官学民の
連携の促進でありますとか、一部モデル事業などもやってはどうかというよう
なことを入れ込んでございます。

また自然エネルギーの種別ごとに促進策を講じようということで太陽光発
電、小水力、バイオマス、グリーン熱。このグリーン熱というのは聞きなれな
い言葉でございますけれども、エネルギーという面では電気を經由しない直接
熱でもって暖冷房をすることもできるわけですが、そういう自然エネル
ギー、再生可能エネルギーで供給できる熱をグリーン熱と呼び、そういうもの
を普及しようということでございます。

なお小水力発電というのを書いてございますけれども、これもいわゆる大規
模なダムを作ってこれから大々的に水力発電をやろうというのではなくて、環
境を壊さない、環境と両立し得る小水力を促進していこうという趣旨でござい
ます。

それからポイント11、エネルギーの適正利用とピーク抑制ということござ
います。要するに、ピークのときにいろいろな需要が集中してしまうときに、
場合によっては電力ではなくても使えるエネルギーというものがあるわけ
です。そういうものを含めて熱を最終的に使うのであれば、それは電力とかそ
ういうものを經由しないような熱で賄えるのではないかとということもありま
すし、エネルギーの需給情報みたいなものをきちんとネットワークで使うこと
によって、いわゆるそのサービス水準を落とすことなく全体のエネルギー需給を

下げていくことができるのではないか。

あるいはできるところ、できないところがありますけれども、いろいろシフトチェンジ、エネルギーを使う状況を無理のない範囲で変えていくことを、ここで考えているわけでございます。

最後に実行でございます。これがなければもう本当に画に描いたもちですけども、それぞれの社会構成員それぞれに、それぞれのふさわしい集まりを通じて以上のような考え方をきちんと共有していただいて、参加をして実施をしていこうと、こういうことを考えてございます。

今回、今日の会議もそうですけれども、これまでややもすると、国をはじめ行政がちょっと先走ってその国民の方の意見とか県民の方の意見がちょっとなおざりになったりすることもあったという反省もございます。そのようなことをふまえて、皆様方と一緒にこういう計画を作っていこうということで、これからもご意見をよく伺って、それを我々も咀嚼しながらよりより計画を作っていきたいと思っております。

以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

柳原係長

ありがとうございました。

次に温暖化対策課長中島より県における地球温暖化対策新制度の詳細についてご説明いたします。

中島課長

それでは私の方から補足的に今回の新しい戦略に基づいて導入する新しい制度のところを幾つかご紹介したいと思います。まずお配りしています資料 3-1をお願いいたします。A3 版の資料でございます。まず 1 つ目が「事業活動に係る地球温暖化対策等計画書制度」でございます。

その詳細を簡単にご紹介しますが、まず今回の改正点、これまでも排出抑制計画ということで制度がございました。変更点を中心に説明をしますが、まず対象者を拡大いたします。これまでは事業所単位で見て原油換算 1,500kl 以上のエネルギーを使っている事業者でしたが、今回からは事業者単位で見て 1,500kl 以上ということで、国の省エネルギー法と同等の定義にしていきたいと考えています。

また自動車を多く使用している事業者、前年度の段階で 200 台以上の白動車を使用する事業者、また温室効果ガスを多量に使用する事業者ということで、フロン等の 5.5 ガスの排出量の合計が 3,000 t CO₂ 以上と、そういった事業者も対象にしていきたいと考えています。

また計画書ですが、これまでは単年度でございましたが、最大 3 力年の温室効果ガスの排出抑制ということで、この省エネルギーの取り組みには単年度だ

けではなくて計画的な取り組みが重要でございますから、計画年度の複数年度化をしてございます。また事業所の中だけの取り組みではなくて、交通・物流、例えば従業員のノーマイカー通勤対策のような新たな観点の対策も追加をしていきたいと考えています。ただ重点対策ということで、基礎的な運用対策を必須項目、設備更新対策を選択項目ということで、本日お配りしてありますような資料 3-3 の方に詳しい視点の資料を挙げておりますが、こういった形で重点対策を設定していくということを考えております。

また中小事業者も任意に提出をしていただくということも可能にしていきたいと考えています。さらにこれまでは県の方で計画書を受け取るという形でしたが、これからは助言、指導、評価、表彰ということで、計画書の作成から取り組みまでサポート、一種の省エネ診断のようなものをしていくというような形の取り組みに充実をしていきたいということでございます。その詳細な資料につきましては資料 3-2、資料 3-3、資料 3-4 ということで整理してございまして、後ほどご参照いただければと思います。

資料の 4-1 をお願いします。2 点目の取り組みとしては建築物でございます。寒冷地の長野県においては建築物の環境が非常に重要になっております。これまでの取り組みは 2,000 m² 以上の大規模な建築物を新築する際に環境の計画書を出していただいております。

長野県では大規模なマンション等は少なく、住宅等がほとんどだということも踏まえまして、10 m² 超の住宅を含めた建築物の環境エネルギー性能評価、そして自然エネルギー導入検討制度を導入していきたいということでございます。この制度の詳細は真ん中のこの四角の表を見ていただければと思いますが、10 m² 超以上の建物、住宅を建築する際には建築事業者がその施主さんに対して環境エネルギー性能、この建物の省エネルギーの性能を分かりやすく説明をする。または自然エネルギーの導入可能性について説明することの義務を設けるというものでございます。これにつきましては移行期間を努力目標ということで、一定の準備期間は置いていきたいと考えております。

また 300 m² 以上の住宅建築時については環境エネルギーの省エネルギー性能を掲示、または自然エネルギー設備が付いている場合にはその情報を建築物に掲示をするということを求めていきたいと考えています。

また 2,000 m² 以上の建築物については環境エネルギー性能または自然エネルギーが導入できるかどうか検討した結果を届け出いただくという制度でございます。また 10,000 m² 以上の大規模な建築物については、未利用エネルギーの排熱等の活用ができるかどうかを検討した検討の結果を届け出いただくということでございまして、こういった仕組みを通じて、より省エネルギー、または自然エネルギーの導入された建築物の選択を促進する仕組みでござい

ます。

ちなみに現在国の方でも建築物の省エネルギーに関する仕組みが検討されておりまして、省エネルギーの基準の適合等につきましては国の方で今後基準の強化がされるということございまして、県としましては、そこは国の方の制度を活用するんですが、それに当たっての環境エネルギー性能や自然エネルギーの制度について説明をする、または設備の情報を掲示していくと、そういった義務づけの制度でございます。

その詳細な話につきましては資料の4-2を後ほどご参照いただければと考えてございます。資料の5、家庭の省エネ診断制度でございます。これまでも県の方または長野県地球温暖化防止活動推進センターさんの方で省エネ診断、特に家庭に直接訪問して診断するという取り組みをおこなってききましたが、その量には限界がございまして年間100軒から200軒程度でございました。

80万世帯ある長野県ですので、より多くの方にこの家庭の省エネ診断を受けていただく制度を構築したいということで、この制度のスキームにありますように統括団体を募集させていただきまして、この団体さんと連携協同しながら長野県の方で省エネ診断員を研修し、登録証の交付をします。

こういった形で多くの方に省エネ診断員となっていただいて、かつ省エネのアドバイスの仕方も、省エネアドバイス、簡易診断、訪問診断ということで、その家庭の状況に応じて簡易のものからより詳細なオーダーメイドの省エネ手法の診断、指導まで多様な手法で診断を行い、今後5年間には10万世帯の省エネ診断を進めていくということで、実効性が高い省エネ行動の定着を目指す施策へ展開をしていきたいと考えてございます。

または資料6でございます。「エネルギー供給に係る地球温暖化対策等計画書・協定制度」でございます。これまでエネルギー供給に関しては電力事業者に対して再生可能エネルギーの利用について計画書を出していただくという制度でございました。このエネルギーの観点からはエネルギーの需要側だけではなくて、供給者側からの取り組みも非常に重要になってまいります。

したがいまして、電力会社以外のガスや石油等のエネルギー供給事業者の皆様にも温暖化の対策または自然エネルギーの取り組みを取り組んでいただく。そういったことから電力事業者については計画書制度、そして小規模な事業者も多いガス事業者または石油事業者につきましては県的な事業者団体と長野県が協定を締結することを努めることを通じて、温暖化対策や自然エネルギーの取り組みを進めていった制度を検討してございます。

この4つが主な新たな制度でございます。こういった制度を推進していくために、温暖化対策の条例の改正も検討してございます。その骨子が資料7でございます。事業者活動や建築、エネルギー供給に係る制度の中に位置付けてい

きたいと考えているところでございます。

私の方からはご紹介以上でございます。

柳原係長

資料7の後に今後のスケジュールの資料8、それと第1回のステークホルダー会議として資料9を添付してございます。

それでは次に意見交換に入ります。ここからの進行につきましては、一方井委員長をお願いしております。

それでは、一方井委員長、よろしく申し上げます。

一方井委員長

ここからは私が進行を務めさせていただきます。大変限られた時間でございますので、皆様のご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず事前に団体の方からご意見を既にいただいている部分がございますので、そちらの回答から始めさせていただきます。事務局の方からご説明をお願いいたします。

田中企画幹

それでは資料10に回答をご用意させていただきましたので、これに沿ってご説明をしていきたいと思ひます。

まず資料の10の1ページ目ですが、中小零細企業を育てる視点につきましてご意見をいただきました。こちらの方の考え方といたしましては、現在地球温暖化対策計画書制度が一定規模以上の事業者さん、大規模事業者を対象としておりまして、それ以下の中小規模の事業者の方には任意でこうした制度にご参加いただけるようにしてまいりたいと思ひております。

またこの計画書制度は排出削減量を義務付けるものではなくて、事業者の運用対策を中心とした取り組みに対する指導助言等を計画書の対象事業者や任意参加事業者にとって、排出抑制やコストダウンにつながる省エネルギー対策を支援する制度だと認識しております。

次に既存水力の評価です。この長野県の環境エネルギー戦略におきましては、自然エネルギーとして今後新たに普及拡大を図っていく水力発電については、発電規模3万kW未満の中小水力発電を想定しているところでございます。

次に環境エネルギー戦略の中身および中短期の戦略等についてご意見をいただきました。この計画に関しては国のエネルギー戦略の動向も踏まえて目標数値等を設定しているところで、国で検討している中位ケースというような政策のケースに相当するものでございます。高中低とどれだけ政策のレベルを取り組むのかというところがございまして、県の方で国のやる政策に県の政策を加えてちょうど中位ケースになると想定しております。

また具体的な政策につきましては、省エネルギーにつきましても自然エネル

ギーに並ぶ3本柱の一つとして位置づけ積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に目標および目指す具体的な姿につきましては、ご指摘を踏まえまして現在イメージ図を作成しております、2030年のイメージ図ということで分かりやすくお伝えできるようにしてまいりたいと考えております。

また目標設定につきましては、グリーン熱の目標の内訳についても示していきたいと考えております。またそれぞれその他の目標も含めてですが、積算根拠は全て資料編に明記してまいりたいと考えております。また自然エネルギー導入検討制度につきましてはご意見を踏まえて検討を進めてまいりたいと考えております。次に目標設定につきましては、ご指摘を踏まえまして分かりやすい説明を加えていきたいと考えております。

2ページ目でございます。自然エネルギーや発電容量につきましては、なかなかどういうふうやっていくのかというのは難しいところがあるのですが、こちらにつきましては県内最大電力需要を超える設備容量を目指していきたいと考えております。またエネルギー自給率につきましても地域懇談会でも同じように分かりにくいのではないかなというご意見もいただいておりますので、分かりやすい説明に努めてまいりたいと考えております。

エネルギーの消費を減らすということにつきましては、ご指摘を踏まえまして今後検討を進めてまいります。家庭用の機器の効率的な使用につきましては、学校においてスイッチを切る係り等を設置するなど省エネ教育を進めてきたところでして、より実効性の高い取り組みを努めてまいりたいと考えております。

それから大規模事業者の対策促進につきましては、未利用熱の利用などを含む事業者の自主的かつ計画的な設備更新を推進してまいりたいと考えております。エネルギーの供給サイドに関する制度の導入についてですが、需要者側のみならずやはり供給者側の両面から取り組みを進めていくことが重要だと考えております。また、協定制度につきましては、小規模経営の事業者負担も考慮しまして、制度の構築をしてまいります。

次に自動車使用に伴う環境負荷の低減ですが、本計画において普及を進めてまいりたいと考えておるのは、化石燃料に直接的な依存をしない自動車や依存の度合いが低い環境に配慮した次世代自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、CNG自動車、超低燃費車等を想定しているところです。

それから実行ということですが、ご指摘を踏まえて専門委員会で今後検討を進めてまいりたいと考えております。

また県の実行体制ということですが、実はこの省エネルギー、自然エネルギー推進本部は既に設置されているものでして、設置されている名前のとおり記

載をさせていただきました。またこのようなご指摘もいただいたところですが、既に設置されて温暖化対策と環境エネルギー政策、いずれにも含まれる分野ということで、基本的にはこのように知事をトップとする本部で推進していくということを考えております。

また条例改正についてですが、協定制度におけるエネルギー供給事業者はガス事業者、液化石油ガス販売事業者、揮発油販売事業者、灯油販売事業者を現在想定しているところでございます。

長野県地球温暖化対策に係る新制度についてですが、家庭の省エネ診断につきましては、市町村等が行う省エネ講習会を支援することも想定しておりまして、推進員等と協力して、また関係団体とも協力して市町村等にも呼びかけてまいりたいと考えております。

3ページ目でございます。エネルギー供給に係る協定制度ですが、県と県内でエネルギー供給する社を構成員とする県単位の事業者団体間の合意に基づく取り組みを想定しているところですが、ご指摘を踏まえましてより詳細な制度の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に家庭の省エネ診断ですが、これはご指摘の点を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

県民へのインセンティブの付与ということですが、これまで実施してきた事業の成果を踏まえて今後検討をしてまいりたいと考えております。

地球温暖化防止活動推進委員への支援ですが、本計画でも地球温暖化防止活動推進委員の役割というものはしっかり規定していきたいと考えておりまして、家庭の省エネ診断活動等を通じてより推進委員の活動が活発になるように努めてまいりたいと考えております。

また環境エネルギーの建築の性能評価制度ということにつきましては、ご指摘を踏まえまして丁寧な事業周知に努めてまいります。また評価ツールの講習会や省エネ講習会、技術講習会等の場も設けていく予定でございます。

次に新制度の適用までの講習の件でございますが、ご指摘を踏まえて講習会の開催を今後しっかり検討してまいりたいと考えております。

次に中小事業者への対策についての重要性ですが、ご指摘をいただいた点を踏まえまして温暖化対策計画書制度への任意参加や協定制度を通じた支援、エコアクション 21 の取得支援等、中小事業者の対策を積極的に支援してまいりたいと考えております。

住宅への対策ですが、環境エネルギーに配慮された建築物の普及に取り組んでまいりたいと考えております。また、リフォームをとらえた推進方策につきましては今後検討してまいりたいと考えております。

次に自然エネルギーの導入目標量についてですが、本計画の目標は、当面目

指すべき現段階での目標だと考えておりました、当然のことながら社会経済情勢の変化等を踏まえまして、今後この計画の中でも中間見直し等を行うということになっておりますので、見直しは適宜行ってまいりたいと考えております。

それから、具体的な内容をより記載したらどうかということですが、本計画におきましては効果的な政策制度をパッケージとして取り組んで、目標達成を目指していきたいと考えています。また個々の制度や目標についても今後のご指摘を踏まえて検討してまいりたいと考えております。以上です。

一方井委員長

田中企画幹ありがとうございました。

専門委員会として、これから12月までまだ間がございますので、いただいたいろいろなご意見をきちんと咀嚼をして、入れられるものは入れる、またさらに検討が必要なものはそのようにさせていただければと思っております。

ありがとうございました。特に専門委員会の委員の方々に何か補足がございますか。ではとりあえずここまでさせていただいて、次に今日ご出席の皆様から私と中島課長の方からご説明させていただきました中間報告に対するご意見、ご質問について出席者名簿の順にご発言をいただきたいと思っております。

大変たくさんの方においでをいただいておりますので、お一人、申しわけないですけど3分を目安にお願いをしたいと思います。残り1分になりましたら（残り時間1分ですと書かれた）メモが入りますのでご発言のまとめをお願いしたいと思います。

それからご質問に対する回答ですけれども、ひとつひとつやっていると恐らく今日夜中になっても終わらないと思っておりますので、最後にまとめて行うことをお許しいただきたいと思っております。

それからあと、今事務局の方から事前にご意見をいただいた団体の方については、とりあえずの回答を申し上げましたけれども、それを踏まえてさらに追加のご意見がある場合にはお願いをしたいと思います。

本来はいいだ自然エネルギーネット山法師さんからですけれども、連合長野の方から根橋さんの方から、余儀ない事情で途中退席しなければいけないということのお申し出がありましたので、申し訳ございませんけれども、まず連合長野さんの方のご発言からよろしゅうございましょうか。

それではよろしく願います。

連合長野・
根橋氏

ありがとうございます。連合長野の根橋でございます。今ご説明いただいた内容にですね、環境エネルギー戦略の案につきまして検討させていただきました。環境につきましては、やはりひとりひとりの意識の状況、また取り組みの

拡大という視点ですね、さらに粘り強くやっていくのが必要であるかなというように思っております。その意味ではやはりエネルギーの需給の見える化も含めてしっかりと関係団体、また行政、連携して取り組んでいくという視点で、そういったところで進める必要があると思います。この計画にも盛り込まれておりますが、やはり電気機器ですとか建物の性能によって省エネが図れるということは、無理のない省エネ、温暖化対策の典型であると考えております。

そうしたものの導入を促進されるような具体的な施策を今後どう構築していくのかという視点、必要かというように思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

あと、中長期的な視点でございますが、やはり省エネ、温暖化対策に資するインフラとしてモーダルシフト等々が採用されておりますが、やはりそれと合わせてコンパクトシティ化みたいなものも検討が必要かなと思っております。

あと長期的な視点になるかと思いますが、やはり再生可能エネルギー、分散型電源、発電場所と需要場所が近接することで送電ロスを抑制するという視点、必要かなと思っております。そうした視点ですとか、コジェネレーションシステム、蓄熱設備等々、熱エネルギーを有効活用するという視点も重要かなというように思っております。そうした研究、普及開発等々、そういった長期的視点のことも盛り込んでいただきまして、対応をお願いしたいなと思っております。

あと、全体、触れられておりますが、研究という視点で未利用のエネルギー、生活排水ですとか下水の熱等々、そうした高温期から低温期にわたる各段階において発電用途も含めてむだなく組み合わせるシステムの研究という視点でよろしく願いしたいと思っております。

一方井委員長

ありがとうございました。

それでは、お待たせしました。ネット山法師さんよろしく申し上げます。

いいだ自然エネルギーネット山法師・尾曾氏

山法師の尾曾と申します、よろしく願いいたします。時間の関係がありますので簡潔に申し上げます。5点お願いいたします。

まず1つ目ですが計画案の33ページとなりますけれども、自然エネルギー導入量の割合の表記のことですが、基準年度との対比ということになっておりますが、絶対量の減少があるわけですので、もう一つ目標の年次における割合についても提起していただくと、もう少しいろいろな角度からの分析ができて効果的ではないかと思われま。

2つ目、40ページですが省エネ対策の積極的推進についてであります。現在の社会を見渡します、過剰なネオンだとか、24時間営業、それから自動販売機

など、便利さのみが少し追求しすぎる暮らしがちょっと問題なのかなと。本当に必要なのかなという疑問が生じております。やはり、こういった電気などのエネルギーを大量に消費する暮らしそのもの、また私たちの家庭生活を含めて抜本的に見直す、そんな時期にありますので、既存の価値観をも変えていくような、少し突っ込んだ施策をもう少し振り返ってみると、実効性が確保できるのではないかなと思われま。

3つ目でありますが、これは27ページや44ページあたりに関連してまいりますが、事業推進のためのモデル地域の整備、つまりモデルの設定という手法についてでありますが、県の場合については善光寺参りに多くの観光客が訪れる素敵な地域であると、私、考えておりますが、また、善光寺平と言われるように比較的平坦な地域であります。そこで例えば中心市街地をエコモビルのモデル地区といたしまして、むこう20年ぐらいを見据えたような交通インフラ計画を作って公共交通や自転車等を中心としたまちづくりを推進する。そんなような地域モデルの設定を導入していったらどうだろうかと思っております。

4つ目、業としての農林業の位置付けでありますけれども、農林業については田んぼの温水機能等、といろいろな本来持っている環境循環型産業という実例がありますので、もう少し農林業振興そのものが、当計画推進に貢献するということをうたっていただければと思います。

もう一つは環境体験学習の推進、それから多様な主体による取組みについても、もう少し明確にしていいただければありがたいと思います。県のイニシアティブを発揮していただいて、いろいろな活動をバックアップする、そんなような仕組みを構築していただくことが肝要かなと思われま。以上です。

一方井委員長

尾曾さん、ありがとうございました。

それでは引き続きまして上田市民エネルギーさんよろしく願いいたします。

上田市民エネルギー・藤川 氏

お世話さまです。太陽光パネル愛用、自然エネルギーをやっておりますが、自然エネルギーとともに並行して必要なのが省エネだと考えております。省エネについて少しお話させていただきます。

クールシェアスポットとか、あとこの冬はあったかシェアスポットというのを発案していただいて、結構聞いたことがある方が多いと思うんですけども、それがどのような集客を呼んだのかとか、どんなふうに皆さんが利用したのかとか、そういった結果が聞こえてきたことがないんです。自分がやったことしか、時間がなくて、すごくいいアイデアだと思ったんですがどうだったんでしょうか。

また省エネ診断とか省エネパートナーというのを募集したり、皆さん体験したりされているんですけども、その結果どんなことが起こったとか、省エネパートナーになってメリットはあったのだろうかとか、そういった呼びかけをされて参加されたり体験されたりした方々が皆さんどういった結果をもたらされたとか、どういう実感を持ったとか手ごたえがあったとか。そういう数字も含めてですけども、数字だとやはり一般市民にはちょっと分かりにくい面もあるので、その数字がどんな意味を持つのか。なので、実際の生の声を結果として発信していただければ、もしかすると体験した方自身も声にすることで、ああ本当に実感があったなと振り返ることができたり、他の方も、ああ、それだったら私もできるなど。

やりましょうという呼びかけだけでなく、せっかくの取り組みをやりっぱなしではなく二度おいしく、三度もおいしくいろいろと活用して、それを結果としてアピールしてくださると、続けて継続してやっていけるのではないかと、盛り上がっていくのではないかと感じます。

それから省エネですけども、自然エネルギーにはかなりたくさんの方の施策も支援もしてくださっていますが、省エネの事業モデルというのはいかがでしょうか。企業なりが省エネをする際にビジネスとして経済もアップ、そして省エネもアップというようなモデルをですね。やはり今すごく暗中模索で難しいかと思しますので、そういったモデルを1つ作って見える化するというのはいかがでしょうか。それをご検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

一方井委員長

藤川さん、ありがとうございました。それでは引き続きまして自然エネルギー信州ネットさん、よろしくお願いいたします。

自然エネルギー信州ネット・

自然エネルギー信州ネット事務局の小田切です。よろしくお願いいたします。すみません、あまりちゃんと考えてきませんで、今の12のポイントをご説明い

小田切 氏

ただ、8ページのポイント6のところに出ていました、エネルギー需要を県民だけでマネジメントする、という言葉に個人的にはすごく感動しまして。今、藤川さんと近い意見ですけども、信州ネットでいろいろ市民の方の勉強会ですとか、そういうところにも呼ばれて行ったりもしたりしますが、エネルギー需要を県民の手でマネジメントするための知識の格差みたいなのが今すごく開いていると実感しています。

それはエネルギー問題への関心の差に比例して、関心の強い方たちはほとんど知識も持って、格差がすごく開いているような感じがして、詳しい人のところばかり情報がいっているような、なんとなくそういう実感があります。

やはりただのお勉強の場とかだけではなく、藤川さんがおっしゃったようなもっと市民が実感できるとか経験できるとか、なんか体感できるようなことを、これは信州ネットの役割であるとも思うんですけども、そういうことを少ししていくことで、まさにここにありますエネルギー需要を県民の手でマネジメントするというような意識そのものを県民が持てるのではないかなと思いました。

どうしても行政側の発信だけでは、言葉も固かったり分かりにくかったりするんで、もう少しそれをブレイクダウンしたような方法が求められているのかなと、個人的実感で思っています。

一方井委員長

小田切さんありがとうございました。それから引き続き信州気候フォーラムさん、よろしくお願いします。

信州気候フォーラム・平島 氏

平島安人です、よろしくお願いします。まずこの環境エネルギー戦略全般を見てとてもよく考えているなというのが率直な感想です。何か新たなものが必要というよりは、より踏み込んで、ほんとに実効性の高いものにしていくということで、よく理解することができるかなと思いました。

幾つかありますが、まず計画書制度、これは前々からちょっともの足りないなと思ったんですが、今回かなり踏み込んで改正されていいと思います。特に評価の辺りですね、ちょっと事前にいただいた資料は僕の読み方がいけないのかもしれないのですが、計画書に対しての評価は力が入っているようなんですが、実際に出た結果についての評価がちょっと読みにくいというか、どこまでやっているのか。要するにここはまだ出していないのだぞ、とはっきり分かるようにしてあった方がいいのではないかと思います。

それとエネルギーそのものに目を向けている面が多いと思いますが、例えばいろいろ世の中には、この物質とか材料なんかからエネルギーに形を変えたものだという事ですので、特に長野県ということを考えて、木材を木材として

利用するということが、やはりエネルギーの削減に直結すると思いますので。

そこらへんのところは考え方とともにより明確に打ち出しているのではないかなと思いました。それから今日最初に 12 の施策のポイントの一番上にあった地球環境、温暖化対策と環境エネルギー政策の、その 2 つの輪。これ、見方を変えるとエネルギーの量と質という見方だと思います。なので、人によっては量と質という言い方で説明したほうが分かりやすいのではないかなと思います。なのでそういう観点でうまく説明がより加わるほうがいいのではないかなと思いました。それと、エネルギー戦略の 25 ページかな。目指す具体的な姿という具体的な姿がいろいろ書いてあって、これもとてもいいと思います。なので、これを具体的にどう説明していくかが問題だと思いますが、その時に、やはりその話になりますと同時に、飲料の自販機、それと 24 時間営業、それと夜間の照明、ここら辺はもっと規制をかけるべきだと、思っています。3.11 で我々はいろいろなことを経験して、今もう忘れちゃっていますが、やっぱりそれを忘れてはいけません。あの時できたことは、今できるはずなので、あの頑張っていた状態、あれをやっぱり取り戻さなければならない。そのできる時もあったのですが、そのためのより具体的な強制力を持ったものをやるべきではないかなと思いました。以上です。

一方井委員長

平島さんありがとうございました。それでは諏訪湖クラブさんよろしく願いします。

諏訪湖クラブ・
沖野 氏

諏訪湖クラブの沖野です。2 点お話ししたいと思います。一点目は自然エネルギーに関係することで、各家庭の屋根にいろいろとパネルが載るようになりました。ただ発電をしてもそれを有効に使ってこられないとやったかいがないです。それに対して電気事業者の方でそれを有効に使えるようなシステムを早急に整えていただくことが必要だと思います。

もう一点は資料 2 の方ですが温暖化対策の一番下のところに予測とそれに対する対応というのが出ていますが、もう既にこれから温暖化が抑制される見通しはあまりないのだろうと思います。そうすると 10 年以内であればどんなことが起こり得る可能性がある。それを予測してそれに対する対応を具体的にもう少し重点的にやる必要があるのではないかと思います。以上です。

一方井委員長

沖野さんありがとうございました。
それでは引き続きまして世界自然保護基金ジャパンさんお願いいたします。

自然保護基金ジャ
パン・山岸 氏

ありがとうございます。既に事前に出した意見書の方で答えていただいたのであまり重複しないようにしたいと思うんですけども、全般的に野心的な目標とそれを達成するための政策ということでは、立ち入って実施されたり工夫されたりしているものを組み込んでいただいているので、ぜひこれを実施していただきたい。すごく評価したいと思います。

あと世界的な流れからも見ても今温暖化対策が十分じゃなくて、それをなんとかして引き上げていかなければならないということで、また会議がありますので、そういった流れにもきっちり沿っていると思いますし、あと長野県の置かれた立場で考えますと、長野県って、だんだん外国人観光客の数も増えていっちゃると聞いていますので。しかも特に長野県に来られる観光客の方は多分自然に触れ合う観光客が多いと思いますので、そういった観点からも世界的に国レベルではちょっと停滞しているかもしれないけれども、都市レベルでは対策が進んでるということアピールするというのも、長野県に関してすごく大事な役割じゃないかと思うので、その辺、ぜひ頑張ってくださいと思います。

3番目にこの意見書の中でも書かせていただきましたけれども、これからどんどんこういった対策を実施していただくに当たって、長野県の特徴というのがどんどん増えてくると思います。ですからそれをどうやって対策の中に反映させていくのか、意見書の中で具体的に書かせていただいたこととして、まず一つ目は中小事業所の役割というのが他県に比べて大きいんじゃないかと。

意見書で付けていただいたグラフを見ていただきますと分かるんですが、他の全国的な傾向と比べると長野県というのは真ん中らへんにくるサイズの、中小の事業所というのがすごく数が多いので、そこらへんの対策をしっかりとやっていかないと多分全体的な排出量の削減にはつながらないということがあります。

これは別に大規模事業所の対策が重要じゃないなんていうことを言うつもりは全くないんですけども、そこもいくいくはやっていかないと全般的な低炭素化につながらないんじゃないかというところがある。そのためには順法性をしっかりキープしていくとか、あるいは集合化させて対策を打っていくとか、あるいは、さきほどもちょっと話が出ていましたけれども、いろいろな対策の経験をシェアするというところに、すごく横のつながり、行政と対策を打つ人だけではなくて対策を打っている人たちの間でのシェアという部分にすごく重点を置くのも大事ななと思います。よろしく申し上げます、以上です。

一方井委員長

山岸さんありがとうございました。それでは引き続き NPO 地域づくり工房さん、お願いします。

NPO 地域づくり工
房・傘木 氏

はい、3点ご意見させていただきます。

案の64ページ、および資料7に関連してですが、私、環境アセスメント学会の常務理事をさせていただいてまして、そんな視点からすると、この計画の中で県の環境影響評価条例との関連性というものが書き込まれていないなということを感じました。現行のアセス条例では温暖化防止の項目はあるんですが、運用面ではほとんどお題目だけになっているという実態があります。

その中でこういう県民計画を反映した形で技術推進などにこういったものをちゃんと尊重するように言ってあることを進めていくべきだと思います。あと、関連して、私も今日も大町の方でアセス条例に満たない規模の小さい開発事業ですね、自主開発事業の取り組みをやらせてもらっているんですが、県の事業の中においても、アセス条例に満たない規模の小中規模のものであっても、それについて、このような計画を開示してそれに対して意見を求めるような簡易アセスの取り組みを導入すべきではないか。今のこの計画案による計画だと、県の評価だけになっています。

アセスの場合は県民の関与というものがきちんと位置づけられておりまして、その方が私はより効果的であると思います。そういったことを考えていただきたいなと思います。そして、そういったものをひな型に民間事業者においても少ない経費で自主的な簡易アセスを行っているようなガイドラインというものを策定して、その中でこの計画が反映できるような運用を行っていただきたいと思います。

あと2番目には資料の3-1に関係しますけれども、中小企業者が任意に計画書を提出できるということなんですけれども、そうではなくて、できるということではなくて、任意で提出した事業者が社会的に評価される。例えば排出権取引みたいな形で、なんらかに経済的なインセンティブが働くような仕組みを考えていただきたいと思います。

3番目には資料の5の話ですけども、省エネ診断員ですけども、世の中には環境カウンセラーだとか温暖化防止推進委員だとか省エネパトロール隊だとか、いっぱいありますね。省エネパトロール隊には私もお世話になって、非常に役に立つ制度だと思いますけれども、特に温暖化防止推進委員や環境カウンセラーは、なかにか活躍の場が与えられていないと思っています。そのように屋上屋を重ねるように、このような制度を設けるのはいかがなものかなと思っておりまして、既存の推進委員を生かしてほしいと思います。以上です。

一方井委員長

傘木さんありがとうございました。それでは引き続きまして中部電力長野支

中部電力株式会社
長野支店・
榎田 氏

店さん、お願いします。

中部電力長野支店の榎田と申します。まず最初にこの夏の電力使用に関しては、皆様に昨年に引き続きまして、節電に対して多大なご協力を賜りましたことをここでお礼申し上げます。ありがとうございました。

エネルギーを取り巻く情勢につきましては、先ほども中島課長からお話がありましたように、東日本大震災以降大きく変化をしまして、弊社としましてもこの県民計画が実現していけるために、再生可能エネルギーの推進の方は図っていきたくと積極的に図っていくように考えております。

一方で、前回も触れさせていただいたんですが、この計画全般において、経済性についてあまりふれていないかと感じます。再生可能エネルギーの推進を図っていくためには膨大な土地や費用が必要になってくると思われれます。またその切り札となります固定価格買取制度はその買取りに掛かったコストは全てユーザー、県民の皆様が負担するような形になってくるかと思っておりますので、この先進国であるヨーロッパでも、追加の負担額が大変暴騰しているというも実情ではないかと思っております。

ですので、計画の実行に当りましては、経済性に関して慎重に検討していただきまして、県民への経済負担とか経済への影響等、こういうところを分かりやすく丁寧に説明していただくことを切にお願いさせていただきます。

また我々電力会社としましては、環境に優しい安価で安定的なエネルギーを供給するという使命のもと、エネルギーの安全保障とか、あと環境性、経済性そういうものの複合的な観点から考えますと、やっぱり電源は多様化を進めていくのが非常に大事ではないかと思っております。

今回の中で具体的な意見を一つ述べさせていただきますと、31 ページ、32 ページ、あとポイント 5 にあります最大電力の削減目標についてですが、この目標設定の考え方を見ますと平成 23 年度の東京電力管内における節電実績から算出していると書いてあります。そのときの東京電力は震災の影響で需要が激減している上に電力の使用制限令等がだされている中で相当痛みを伴った節電だったかと思っております。

それをそのまま当てはめるのは厳しいと思われれますので、また、そのグラフは直線的に電力が削減するようなかたちになっておりますが、実際に長野県の実績を見ますと、放物線を描いてるのが実情だと思いますので、ぜひ現実にあった目標設定をお願いしたいと思っております。以上です。

一方井委員長

榎田さんありがとうございました。それでは引き続きまして長野県ガス協会さん、お願いします。

長野県ガス協会・
塩原 氏

長野県ガス協会の塩原と申します。平素お世話になっております。事前に意見書を提出させていただきまして、先ほどもそれに対してご丁寧な返答をいただきましたので、この場で特別お尋ねさせていただくことはないのですが、質問をさせていただいた中の一番最初の内容と重なりますけれども。

この戦略の方向性としまして長期的に自然エネルギーを最大限導入するという、こういった考え方は大変理解できるんですが、一方で長期の方向性を実現するために、中期あるいは短期の戦略についても言及しておく必要があるんじゃないかと考えています。

具体的には国の政策でもありますエネルギーミックスであるとか、天然ガスシフトであるとか、エネルギー効率が低い既存の設備を高効率の設備に転換することによる省エネの徹底、こういったことにもぜひフォーカスをしていただいて県民の理解をより深いものにして、実行に結び付けていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

一方井委員長

塩原さんありがとうございました。それでは引き続きまして長野県環境保全協会さん、お願いいたします。

長野県環境保全協会・青柳 氏

長野県環境保全協会でございます。事前にお出ししました意見にお答えいただいております。ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

また第1回の会のごときにご提案させていただいた将来の目指す姿、大変丁寧にまとめていただいて、感謝を申し上げたいと思います。さらに、まだありましたら追加でまたご意見提出させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

一方井委員長

青柳さんありがとうございました。それでは次に長野県経営者協会さん、お願いいたします。

長野県経営者協会・梶田 氏

経営者協会の梶田でございます。よろしく願いいたします。先ほど先生の方からお話ありましたけれども、経済は成長しつつ、温暖化、温室効果ガス排出量とエネルギー消費量の削減は進めていく社会という。そうなれば一番いいのかもしれませんが、もっとも日本が今一番苦しんでいるという形でしている大変なところなのかなと思っています。そういった中で、立てられている計画だと思えますけれども、もちろん企業さんの話を聞きながら、最大限のご努力をしているところだと思います。その中で、いいところではですね、平成30年でしたっけ、2050年でしたっけ、80%減とか、そういった数字も出ているようでございます

けれども、目標を立てることの現実性みたいなものですね、どうなるかと思
っているところでございます。制度ということもありましたが、いろいろ施策
を進めるといふところと併せまして、計画書なんかもやっているんですけど
も、いろいろと手続きといふか、ものをつくるあるいは、諸々の手続きがやは
り煩雑な気がいたしまして、それを何かこうもう一つ仕事しながら、でも取り
組みはしているいい方法はないか、いい方法はとっているところございま
す。それから事業モデルみたいなものを作って、一つながら、そういったもの
を見える化していくといふのは、もちろんあったかとも思いますけども、個々
で事情があると思いますけど、いろいろ規制していくといふことではなく、非
常にこれうまくいっている事例みたいなものの周知の中で、先ほど申しました
中にですね、そんな事も考えられたらいいかと思ます。

一方井委員長

梶田さんありがとうございました。それでは長野県建設業協会さんよろしく
お願いします。

長野県建設業協
会・今井 氏

長野県建設業協会です。既に要望を出されています長野県建築士会さんと、
似たような要望になるかと思ます。この条例改正案の骨子を見ますと、第十
で現行の「建築物環境配慮計画」が「建築物に係る環境エネルギー性能評価制
度」に替わるといふこと、それからまた十一では「建築物に係る自然エネルギ
ー導入検討制度」が新設されるといふことでございます。それらの制度では説
明、掲示、届出が規定されるといふことですので、私ども業界としましても今
後勉強会等について実施を検討しなければと考えております。そこで要望とし
ましては、県としてこの制度の周知を図るために、説明会、講習会等の開催を
幅広く実施していただくようお願いしたいと思います。それからまた各団体
等が独自に勉強会等を開催する場合は、講師等の派遣に配慮していただきたく、
要望したいと思います。以上でございます。

一方井委員長

今井さんありがとうございました。それでは引き続きまして長野県建築士会
さん、よろしく願いいたします。

長野県建築士会・
池田 氏

私どもの方からはやはり事前に意見といふことで申し上げた中で、ご回答い
ただいておりますので、まったくその通りよろしく願いしたいといふこと
でございますが、あわせて先ほど「長野県住まいづくり推進協議会」といふのが
設置されておるわけですが、この中でも住宅省エネルギー技術講習会を開催す
る内容になっているわけでございます。ちなみにこの省エネ講習会といふのは
国の方で平成 32 年度から実施される、これからまだ 7 年後の中で、すでに講
習会といふのが漸くといふか、すでに講習会が始まろうとしているところで

すね。それを長野県の場合は、全国に先駆けてというか、こういう制度を取り上げていこうとなると、かなり今建設業協会の方からもお話がありましたように、一般消費者の皆さんの周知を徹底的に幅広くやっていただくことが、前提になるのではないかと思います。意見のところでも申し上げてありますように、建築士というのは従来限られた制度とか予算の中で、施主の意向を反映していく、いわば受身な立場でいるわけなので、その点では施主の方の理解を得られないということに対しては、私どもが説得する努力をするというのはものすごくエネルギーが必要になってくるわけですから、そういったことはあらかじめ行政の方で万端、周知策を徹底していただくというか、大きなお願いということで、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

一方井委員長

池田さんありがとうございました。それでは長野県建築士事務所協会さん、よろしくお願ひします。

長野県建築士事務所協会・小河 氏

長野県建築士事務所協会を代表して出席をさせていただきました、小河と申します。この会議に初めて出席させていただくわけですが、この資料の中で質問があったり、回答があったり、事前に皆様方よくこういった会議に出ていて、そういったことが前からあったのだな、ということ今改めて知ったところで、すこし恥ずかしい思いをしている状態でございます。私は建築の方の関係ですので、その辺から各論になりますけれども、お話しさせていただきます。建築総合評価システム（CASBEE）の資料によりますと、全世界の二酸化炭素排出量、LCCO2ですが建築物から出るものが全炭素排出量の3分の2を占めているということが出ています。それで私どもは、要するに建築物が生まれてから、使用して、また改修して、また解体して消滅するというそのサイクルの中での、CO2の排出でございますけれども、それが全二酸化炭素量の3分の2を占めるということでもありますので、その建物がより効率よく、省エネに対しまして効率のよいものにしていかなければいけないというのが、私どもの使命であるのではないかと考えております。それで建物は省エネ、省エネと言いましても、コストが関係してくるわけでございますけれども、その建物の中でも開口部から出るエネルギー消費というのは、70%ぐらいを占めていると、数字はちょっと忘れましたが、ということです。たとえば住宅に関しても、既存の建物を必ずしも大きく改築しなくても、開口部の内側に機密性のいいものを入れるだけでも、かなり違うわけです。開口部だけでなく、断熱材を入れるにしても、やはりいろいろなことがありまして、外側には通気性がよく、内側には断熱性があるものということがありますが、そういった知識がない、我々の団体の中にもあって、そういったことが逆に伝わっていて、せっかくお金をかけても、効率が悪いというか、そういう使い方をしている現場もよく見ます。従いまし

て建築士会さんが言うように、われわれ業界として建物に対して、そうした知識を皆さんに植えつけるような講習会、講演会等を積極的にやらなければと、日頃から感じております。今日は、ちょっと事前の準備がなかったものですから、とりとめもない話でございますけれども、建築的な立場からの意見を述べさせていただきます、以上です。

一方井委員長

小河さんありがとうございました。それでは長野県工務店協会さんよろしく申し上げます。

長野県工務店協会・宮川 氏

私は3点にわたって申し上げたいと思います。ひとつは、義務化の対象者ですね。これが、説明する義務は建築事業者という形での義務化を考えられているようですが、制度そのものに反対するわけではないけども、これは建築主にすべきではないか、というのが基本的に私の考えです。さきほど建築士会さんの方からもありましたが、我々は受身の立場です。実際にこういう表示には、このエネルギー評価を示すということには、コストがかかるわけですね。それによって選択の幅が広がるというのはその通りなのですが、そのコストまで含めて誰が負担するのかということです。コストというのは、評価にかかるコストですね。それまで営業経費の中で皆さんに負ってもらうということになると、たとえば県外資本のハウスメーカーなら吸収できるかもしれない、しかし中小零細の工務店だとそれが非常に負担になってしまう。ということをお考えますとこの制度の流れからいうと、言ってみれば「あいみつ」の段階で出せということですよ、「合見積り」の段階。そういうことですから、「合見積り」に負けたところは、本来の通常の商取引でいう見積もりだったら、いいかもしれませんけれども、たとえば県が条例で上乘せする場合ですね、その分まで中小零細の工務店が見なければならぬのか、ということになる。そういうことが考えられましたり、最近住宅に関するトラブルが増えています。お客さんがそれはコストがかかるからやらなくていいと言って、ぼくらは受身の立場でやらなかったら、その結果そのことではない別の問題でトラブルになった時に、その工務店は県の条例違反をしていたと、そういう形で、結局裁判に負けてしまうということもありうるわけですね。そういうことを考えますと、この対象者は建築事業者ではなくて、一般の消費者といいますか、施主さん、建築主であるべきというのが1点目の考えです。それから二つ目に「エネルギー評価」の判断基準について申し上げたいと思いますが、前回私が「エネルギーパス」について批判しましたところ、このような形で複数の選択肢を出していただきました。「エネルギーパス」については「熱損失量及び日射取得量」をベースにした算出方式、従ってここには冷暖房であったり、換気であったり、給湯で

あたり一時的な消費量、そういったものは入っていない、ということですね。CASBEE については、それらが入っていて、なおかつ環境負荷も含めた総合評価ができる、そういう非常に優れた制度なんですけど、実際にこれを使いこなすとなると、CASBEE の評価員にならないといけない、その評価員の資格を取れるのは、建築士だけなのです。そうすると、工務店は実際にはそれができない。建築士に委託をする。そして設計図面だけでそれが評価できるかという、CASBEE をご存知の方はわかるかと思いますが、それではできないのです。細かい仕様から、周辺環境から全部のデータを出さなければならない。そうすると、それを建築士に丸投げした場合、5 万円以上、最低でも 5 万円以上の経費がかかります。そういったところを考えると、実はこの CASBEE とエネルギーパスの中間にある制度でございます。アイベックが出しております「住宅事業建築主の判断基準」というそういった制度でございます。これは経産省と国交省が独自で作りました制度ございまして、算定用の WEB プログラムもあって、建築の一定のデータと、それから機器類のスペックを入力すると簡単に出てくるそういった非常にやりやすいシステムでございます。そういったものに統一化することも含めて、この評価指標についてももう一度再考をお願いしたいと思います。以上です。

一方井委員長

宮川さんありがとうございました。それでは長野県産業環境保全協会さん、よろしくをお願いします。

長野県産業環境保全協会・小林 氏

最初に意見の関係なんですけれども、私の方からだいぶ遅れて提出してしまっただんですけれども、本日の会議に取り入れていただきましてありがとうございました。

それで、計画の内容でございますけれども、いろいろお話を聞いていると、ほんとに素晴らしい計画を多々組み入れていただいておりますけれども、やはりこれをいかに実行するかということが、非常に大事だと思います。先ほどもお話がありました通り、県民をはじめ、事業者さん、企業の皆さん、それぞれにどうやって PR してこの内容を周知し、それぞれの方々からどんな協力を得られるのか。個々の皆さんがどこに参加できるのかというように読み込めるような計画を提示するのが役割じゃないかなと思います。

それからこれをどういうふうに、最後の実行をいかにするかということが大事ですので、協力が得られるような環境に、今非常にない状況があると思います。非常に経済的には苦しい時期でございますので、最低限こういう部分については協力できるんじゃないかなというような部分についても、協力したことについて非常に評価していただけるような仕組みができないかなと、そんなふ

うに思っているところでございます。

最後に、やはり経済性についても非常に重要でございますので、それらを加味した実行計画をお願いしたいと思います。以上です。

一方井委員長

小林さんありがとうございました。それでは長野県自動車販売店協会さん、よろしくお願いします。

長野県自動車販売店協会・清水 氏

電気自動車等の、次世代自動車の関係につきましては10年、20年先には移行してくることは皆さん共通の認識で持っておられることと思います。その中でうちの協会の方でユーザーの意見を聞く懇談会というのを毎年実施しているんですが、やはり同じテーマでユーザーから意見を求めました。

その中を集約しますと、一つは税を含めた価格の問題とそれから充電インフラの問題がやはりユーザーの立場から次世代自動車へ移行してくるので問題となっております。特に車の場合、取得税、重量税、自動車税、消費税等の幾つもの税が重なっていて、価格がかなり高騰になっていという問題があります。

それから、充電インフラの関係でありますけれども、やはり道路環境だとか充電設備がまちづくりと一体となっていなければ、やはり普及にはまだ支障があるという部分が、意見がだいぶあります。そういうところで、まちづくりと合わせて次世代の自動車の関係も一緒に考えていかなければいけないかなと思っております。

また、電気の関係につきましては将来的には電気の供給は自給自足といえますか、やはり太陽光発電やなんかを自宅で作って、それを電気自動車の方へ供給をするというようなシステムにしていけないと、200万台となりますとかなりの電気エネルギーを消費しますので、そのような形でやっていかなければいけないのかなと感じております。以上でございます。

一方井委員長

清水さんありがとうございました。それでは長野県商工会議所連合会さんお願いします。

長野県商工会議所連合会・木藤 氏

私は素朴な質問が2点ほどございます。1点目でございますが、資料3の事業活動に係る地球温暖化対策等計画書制度、それから資料7の長野県地球温暖化対策条例、これの年間においての関係でございますが、今回の条例の改定点を見たときに、県による助言とか指導、それから評価、表彰という言葉が登場してくる反面、計画書の提出などを行わない事業者への対応として勧告、公表とあります。こちらになるんですが、その上をいくところのいわゆる世に言う

ところの罰則とかペナルティというのは、特段おありになるんでしょうか。まずお尋ねいたします。

それから2点目でございますが、資料5の家庭省エネ政策パッケージにおける家庭の省エネ診断制度についてでございますが、向こう5年間で省エネ診断と省エネ講習会の実施の可能範囲を指数で言いますと、約16パーセントということであります。そして残りは84パーセントということになりまして、これがいわゆる未参加ということでございます。実際の課題のところにも未参加世帯へのアプローチということはどうたってございますけれども、すぐにやってまいります5カ年の計画、その後において大まかな見通しとか計画については、どんなお考えをお持ちでしょうか。以上2点についてお尋ねいたします。以上です。

一方井委員長

木藤さんありがとうございました。ご質問については後でまたお答えをさせていただきます。それでは続きまして長野県商工会联合会さん、よろしく願いします。

商工会联合会・
北村 氏

商工会联合会の北村でございます。一点、省エネ推進していく観点です。事業者が省エネルギー化を進めていく動機は、コスト削減の視点が非常に大きくなります。それは収益に直接大きく関わることであります。苦しい経営状況や経済状況の中で、できるだけ経費を削減していくという位置づけで省エネルギー化に取り組んでおります。省エネの推進力は、やはりコスト意識であると考えています。ちりも積もればの例えがありますように、私どもの会員のような、中小事業者の小さな努力の積み重ねが省エネ化を推進し、ひいては、本日の長野県環境エネルギー戦略の努力目標である、持続可能で低炭素な環境エネルギー地域を作ることになっていくと感じております。

特にうちの会の事業者は、新たに費用を掛けて省エネ対策を行うといことは、難しいものがあります。費用が掛からない対策を提案されるなら事業者に発表していきたいと考えています。

また費用の掛かる対策につきましては、事業者の取組みを支援する助成制度とセットで提案していただくことをお願いしたいと思っています。

本日の資料3の関係で、「事業活動に係る地球温暖化対策等計画書制度」につきましては、大規模事業者だけではなくて、中小の規模の事業者の任意提出制度の創出が含まれております。費用面で借入金の利子補給等の助成制度、また県による計画書の作成から取り組みまでのサポートにつきましても、地元企業への支援制度も具体的に考慮していただければと思います。いずれにしましても、省エネ対策を普及いたしまして地球温暖化対策に取り組んでまいりたい

と考えていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

一方井委員長

北村さんありがとうございました。それでは長野県小水力利用推進協議会さん、お願ひいたします。

小水力利用推進協議会・三輪 氏

今日は会長、副会長、事務局長全部都合が悪く急遽私が来させていただきました。私どもの協議会は事業というよりは小水力に興味がある個人の集まりで、情報交換の協議会であるものなので、もともと小水力の場合は、地点地点で動かした時に個別の問題がありますので、なかなか一般的な扱ひができないと思ひますけれども、今回買取制度が出来、事業になっていくと思ひます。申し訳ありませんが中間報告について、会として特に意見はありません。

これまで個別の会員による、県の方からの依頼に協力したりしたこともあり、今後も協力します。これからは「1村1自然エネルギープロジェクト」の中で、事業を進めてまいります。以上です。

一方井委員長

三輪さんありがとうございました。それでは長野県消費者団体連絡協議会さん、よろしくお願ひいたします。

長野県消費者団体連絡協議会・小松 氏

お願ひします。政策体系の中に県民の手によるマネジメントというフレーズがございますが、内容は供給サイド、事業者サイドからのメニューがかなり目について、県民生活者が能動的、主体的に関わるという部分がちょっと弱いのではないかと。受け止めとしてですが、先ほど実行のところでもそういう参加型ということもおっしゃられてた方もいらっしゃいましたが、やはり消費者団体とか地域の自治会とかそういったさまざまなステークホルダーがありますね、県民運動的に参加していくという視点での組み立てというのが、やはり必要ではないかなと思ひます。それと、条例の改正案についても、まず全体にそれを取り組みを推進する上での、県民の取り組みへの参画とか参加を位置付けていただきたいと思ひます。以上です。

一方井委員長

小松さんありがとうございました。それでは長野県タクシー協会さん、お願ひいたします。

長野県タクシー協会・大日向 氏

タクシー協会の大日向と申します。よろしくお願ひします。私どもの方からはまずタクシーの使っている燃料がLPGを現在使っておるわけでございますけれども、これは大変環境に優しいと言われておるわけでございまして、それはそれとしてもアイドリング・ストップを推奨していくことでございます。ガス協

会さんのほうからも質問の中にありますように、シフトに伴う環境負荷の低減のところ、次世代自動車はLPGで、できたらLPG自動車、これも入れておいていただけたらと思っているところでございます。

それともう一つそちらの方が、どなたか業界の方がおっしゃいましたけれども、まずまちづくりの観点からまちづくりにつきましてはできるだけ公共交通機関を中心とした、マイカーはいらないとはいきませんが、そういったまちづくりをともに推進していただければと思っております。以上です。

一方井委員長

大日向さんありがとうございました。それでは長野県宅地建物取引業協会さん、お願いいたします。

長野県宅地建物取引業協会・
宮崎 氏

宅地建物取引業協会の宮崎と申します。私の方からは3点ほど。まず1点目ですけれども、「建築物環境エネルギー評価制度」の中で、改修工事は除外という形になっていますが、さきほど事務所協会の方の話にも出ましたが、実際、長野県の建築につきましては、新築はピーク時の3分の1になっておりまして、いま国の方でも中古住宅の流通促進ということで、今後基本的には新築については減少が続くという中で、やはり既存の建物の断熱改修について、やっていくというのは非常に効果的ではないかと、たしかにこれについては負担も大きいのもあるのですが、たとえば助成制度等も検討する中で、そういうこともぜひ検討していただきたいです。これが1点目です。2点目ですけど、私どもの業界につきましても、やはり基本的には中小事業者がメインになっておりますので、たとえば申請書類の簡素化ですとか、そのような負担軽減ということも考えていただきたいなと思います。3点目ですけども、これは団体としてというより個人としての意見になりますけど、今回立派な戦略という形になりますが、実際県民の方へどう周知して、どう徹底していくのかということがやはり非常に大きいのではないかと。そういう中で、県民から見ると県という行政は必ずしも近い距離にありませんので、やはり市町村というのが大きく係らないとなかなか県民への徹底というのは難しい部分があるのではないかと。一方市町村については、市町村の温暖化防止計画、環境基本計画に盛り込まれていない内容については、なかなか動きにくいと、ということもありますので、市町村の計画見直し時期にあたっては、こういう県の戦略の内容を盛り込んでいただくような、ことを考えていただきたいな、ということです。以上です。

一方井委員長

宮崎さんありがとうございました。それでは長野県地中熱利用促進協議会さん、よろしく申し上げます。

長野県地中熱利用
促進協議会・
山中 氏

長野県地中熱利用促進協議会の山中です。まず、他県の方から山中さんは長野県に住んでいてうらやましいですね、と。なんですかと言うと、県の自然エネルギーに対する意識が非常に高いというところで、他県の方が非常にうらやましく思われています。

それについて大変誇らしくも思っています。そんな長野県で、今日のような会議もありますし、非常に知事の方の意識も高いということで、これからもそういった中でこれを継続して行っていただきたいなと思います。そんな中で長野県としてもっと思い切った政策をしていただきたいなと思います。

一つは富士見町にメガソーラーが来たり、もう一つは NEDO さんの補助金をもらって作っている施設があるんですけども、そういった施設があります。ですので、そういった実際に県民の皆さんが触れられるあるいは見られる、そういった自然エネルギーの施設を県の方で各所に幾つか作って、もっと自然エネルギーというのを身近に県民の皆さんにアピールできたらいいんじゃないかなと個人的に思っております。

もう一つは先ほど家庭省エネ診断という話がありましたが、そういった中でもやっぱり省エネをするにはモチベーションが必要ではないかと思えます。先ほど委員長の方からも、こまめに電気を消すということでひとつエコをしているという雰囲気になってしまうというのもよく分かることですが、もっと省エネをしているという効果が自分の家の中でも見えるとかあるいは街の中で見えるとか、そういったことができれば、みんなが、ああもっと頑張らなければいけないんじゃないかな、というようなふうになるんじゃないかと思えます。

ですので、ちょっとお金も掛かるかもしれませんが、県の方でそういった思い切った政策を試みたらどうでしょうか、ということで意見に代えさせてもらいます。

一方井委員長

山中さんありがとうございました。では引き続きまして長野県中小企業団体中央会さん、お願いいたします。

中小企業団体中央
会・岩崎 氏

中央会の岩崎です、よろしくお願ひします。私は特に意見とか質問とかいうわけではないんですが、日頃中小企業の皆さんと接する中で感じているところを述べさせていただければと思います。

普段まわっておりますと、やはり一般的に中小企業のそういう環境対応というのは法で規制されております大企業と比べますと、やはりまだまだ進んでいないというのが現状かと思ひます。これからのそういう環境問題を考えた場合は、やはり先ほどもご意見が出ましたが、中小企業の対応というのはこれから

大変重要になってくると思いますが、なかなか経営が厳しいなど。

環境の中でそっち、環境問題への対応というのも進んでいないのは現実かと思います。企業の社長さんたちとお話しする中で、やはり環境問題というのは大変避けては通れない、企業の規模には関係なく避けては通れない経営課題の一つだということを、大変皆さん全員認識はされておるわけなんですけれども。いざ取り組むとなると、ではどこからこういったふうに取り組んでいいかわからないという経営者の方も結構大勢いらしゃいます。

経営資源の乏しい中小企業におきましては、こういった環境問題、また新たな環境ビジネスへの参入、そういったことも発生してくるわけですが、なかなか企業単独でそういったところへ進んでいくというのは難しい面もあるということで、私どもとしましても連携組織というところに力を入れておりますので、地域や企業また研究機関と、そういったところと連携した形で、そういった取り組みができればと思っております。

私どもも各種の支援策、金融・税制面での支援策や、また先ほど言いました連携等に力を入れまして中小企業の皆さんに支援してまいりたいと思いますが、中小企業の皆さんが環境問題に対応したり環境ビジネスに参入できる、そういう環境づくり、また支援策の充実、そういったものもぜひよろしくお願いしたいと思います。以上です。

一方井委員長

岩崎さんありがとうございました。それでは長野県電機商業組合さん、よろしく申し上げます。

電機商業組合・
池田 氏

それでは電気製品の販売関係で2つほどお願いがあります。一つは省エネ家電の普及関係なんですけれども、今、近年家電製品の省エネ化は急速に普及しております。進んでいるというのですか、10年前に比べてものによりますが消費電力が3分の1になるとか、3割減ってるとかというような状況が現実です。

ところが高齢者、特にこれから高齢化社会になってくるんですが、高齢者の方々は昔20年前、30年前に買った電気製品を長く使うことがイコール省エネだと、勘違いしている方が非常に多くなっているんです。それで私ども業界としては、新しく省エネにかえたほうが温暖化防止に役立ちますよということはあるんですが、特に高齢者の方々は業界の話はあまりよく聞かないというのが現状です。それで市町村および県、国なんかにはですね、新しいものは非常に省エネになっていますよということを積極的にPRしていただきたい。これが一つ目です。

2つ目としまして、私ども今、家電製品、リサイクル、今現在は4品なんで

すが、非常に順調にリサイクルをやっております。だいたいリサイクル率が70%から80%進んでおります。これは今後ともどんどん業界として進めていきますけれども、実はよく皆さん聞いたことがあると思うんですが、町ですね、無料回収業者、軽四輪にいろいろな物を無料で引き取りますよということでまわっているところが非常に多いものですので、これは今年3月、環境省からああいうものはだめということを出ていると思うんですが。市町村が取り締まるということになっておりますけれども、市町村では非常に厳しい、回収業者とあまりトラブルを起こしたくないとなっておりますので、県としても市町村にぜひ補助というのですか、助言をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

一方井委員長

池田さんありがとうございました。それでは長野県トラック協会さん、よろしくお願ひします。

長野県トラック協会：篠田 氏

長野県トラック協会の篠田でございます。前回もちょっと同じようなお話をさし上げたと思うんですが。トラック輸送業はやはりCO2を大量に排出する、排出者責任というような背景がございますので、私どもの事業の中でも、環境対策というのは安全対策とともに大きな試練になっています。

ただ私どもの業界のメンバーは非常に中小零細事業者が多いということで、環境問題に個社別で対応するのは非常に難しい部分があるということで、今年長野県が販売を予定しました森林整備の関係のJ-VER制度に長野県トラック協会として実績を積ませていただいているというような背景がございます。

計画書を見ておりますと、自動車を多く使用している、いわゆる事業者に計画書の提出を義務付けると。この200台以上という形になりますとそんなに多い事業者ではないんですが、いきおいいわゆる次世代型の低公害車の普及といひますのは、この9月末で当協会の会員の登録台数というのは約14,000台でございますが、ほんの数パーセントにも満たないような状況でございます。

この背景はやはり通常の車と例えばハイブリッド車で申しますと、2トンクラスで約70万円、4トンクラスでありますと300万円を超える価格差がございます。こういったものをどういうふうにサポートできるか、ぜひ財政的なうたい文句で次世代車両をふやすという形ではなくて、経済的な援助のようなものが組み込んでいただひいて、お願ひできるかというように考えております。以上でございます。

一方井委員長

篠田さんありがとうございました。それでは引き続きまして長野県バス協会さん、よろしくお願ひします。

長野県バス協会・
倉島 氏

バス協会の倉島です。どうぞよろしく申し上げます。資料3についてでございます。バス業界の現状をご承知の上で具体的な計画推進をしていただきたいと思います。いつも耳にしている対応でございますけれども、バス事業者は環境の見地から非常に努力しておりますけれども、そこには非常に大きな弊害がある。

特にですね路線バス事業の採算性が取れなくなり、乗車率が悪いといろいろなことをやり尽しておりますけれども、今後よい方向にいくようにチャレンジはしているんですけども、どうしても経営基盤の強化努力をしています。このような状況であります。自動車のない、運転できない、こういう人はおそらく公共交通機関を必要としていますけれども、その他の方はですね、自動車を利用する。今、現時点で自動車を運転したり自動車のない人もですね、公共機関に振り替えていかなければ、どうしても存続できない。廃線の例もあります。

それからこのような厳しい中でハイブリッド車、これを多く導入して、例えば80台、十数台導入してやっている事業者もあるんです。しかしハイブリッド車が一般に1,000万円からですが、一般のバスは大型で2,500万円くらいする、ハイブリッドになりますと3,500万から3,800万円くらい、になるので、バスの寿命をからいきますと年数でいけば15年から20年が、距離でいけば走行距離100万キロですね。ここら辺で入れかえないといけない、このとき、ハイブリッドだとかそういうものに変えるチャンス、そのチャンスに莫大な資金が必要。その中でそういう制度も考慮したことが必要だろうと思っています。よろしく申し上げます。

一方井委員長

倉島さんありがとうございました。それでは引き続きまして長野県弁護士会さん、よろしく願いいたします。

長野県弁護士会・
蒲生 氏

長野県弁護士会の蒲生と申します。長野県弁護士会では今年是小水力発電の普及を目指して小水力についての勉強会を開きました。小水力発電が普及しない大きな理由として、水利権に関連する手続きが非常に煩雑であるということが分かりました。

国の方も必要書類の簡略化とかを進めているということも分かったんですけども、まだまだ普及していません。打開策として何か行政、県の方で考えていたら、後で教えていただきたいと思っております。

それから、先ほどご説明がありまして、まだまだ電気の使用に無駄が多いということがご説明いただきましたけれども、それに関連して一市民として一消費者として、ぜひお願いしたいことがあるんですけども。タクシーに乗って

もバスに乗っても JR に乗っても、お店に買物に行きましてもですね、非常に冷房が効いていて、寒くて仕方がないといことがよく私はあるんです。

いろいろな人の話を聞きますと、どうも女性はみな寒いと言っていて、男性は暑いと言っているような傾向が伺われます。どちらに合わせるのかということになってきてしまうんですけども、もう温暖化がこれだけ、どなたでも実感できるような状況になっている現在においては、控え目に使うということ、暑いときは、冷暖房をいずれにせよ控え目に使うということがもう必要なことではないかなと思います。

ぜひ 28 度以上にしてほしいというふうに私は冷房について思っていて、これはお店とかでは消費者の方から暑いとかいうそういう苦情がたくさん来ってしまうかもしれませんが、ぜひこういう事情で 28 度にしていきますとか、そういうふうに説明をいただくような形にさせていただいて、ぜひお願いしたいと思います。

一消費者の意見ではありますけれども、女性全体の意見というふうに言ってもいいんじゃないかというぐらい、非常にそういう声をよく聞きますので、ぜひお願いしたいと思います。28 度以上とかそういうことを市民が納得できるように、啓蒙を業者の方にもぜひお願いしたいと思っております。

一方井委員長

蒲生さんありがとうございました。それでは長野県旅館ホテル組合さん、お願いいたします。

長野県旅館ホテル
組合会・片桐 氏

旅館ホテル組合会の片桐と申します。さまざまな方から様々なご意見が出ていて、重複するところもかなりありますけれども、例えば我々の業界ですと大規模なホテルさんから家族経営に近いようなペンションさんまで、大小規模たくさんあります。その中でやはり大きな施設さんは専門の担当者を置いたり、勉強を熱心に行ったりして比較的たやすいんですけども、家族経営に近いような宿泊施設さんですと、なかなかこう、やりたいとは思っているけれどもそこまで手が回らないとか経営的にそこまで資金を掛けることができないという、ジレンマに陥ってます。

どなたかご意見ありましたけれども、やはり中小企業が今後、今回のものを、その先ですね、長野県内の中小企業の皆さん、事業所の皆さんがどこまで取り組めるかによってかなり大きく伸びて、計画というものが達成されるんだろうなと考えております。小規模事業所が参考になるような事例、それぞれの業界ごとに違うかと思えますけれども、そういった情報のデータを取りまとめるような、そしてそれが誰でもが気軽に見られるような体制を作っていただければそれが促進されるのかなと思っております。

あと政策の統合ということが今回大きなポイントになりますけれども、もう一つ加えてほしいのが、先ほどご意見が出た、長野県というのは幸いにせずごく他県の方もしくは海外の方から見ると環境が良いというイメージをいただいています、イメージだけではなく実際そうだと思いますし、今後もそうでなければいけないと思います。

そういった中で環境とあと観光ですね、観光の面を見て、やはり定住人口が減ってきますし、交流人口をふやすということは、観光というのは我々の業界のみならず、とても裾野の広い産業だと思っております。

旅館がどうのこうの、商店がどうのこうのということではなくて、多くの方が長野県に来ていただいてイメージどおりだったと満足して帰っていただけるような施策と、あと県民が自信を持ってやっぱり我々の住んでいる長野県というのは自然を保護して空気がきれいで、とてもよいことを我々はやっているんだと実感できるような、分かりやすい、固い表現ではなくて長野県に住んでいることを誇りに思うような、そこで商売をすることを誇りに思うような、で、結果的に県外からの方もおみえになって満足して帰って行くと。そういった観光面で統合というのも、どこかで入れていただければ幸いかなと思っております。以上です。

一方井委員長

片桐さんありがとうございました。じゃあお待たせしました一番最後になりましたけれどもみどりの市民さん、よろしくお願いいたします。

みどりの市民・
橋本 氏

みどりの市民の橋本と申します。よろしくお願いいたします。3点ほど、まず第1点は全体的に前計画よりは一步も二歩も踏み込んだ計画だということではなかなかいいものだと思っております。その結果ですね、日本全体をリードするような温暖化対策を長野県で進めていただきたいなと考えております。

2点目ですが、私たちみどりの市民では、生ごみの減量の普及とか省エネコンテストとか、レジ袋の削減というような活動をしておりますが、普及啓発がメインなのであまり参加者が増えないとか、メンバーがいつも同じだとか、なかなかインセンティブがあっても増えないというようなことで、普及啓発にはやっぱり限界を感じております。

そこで、先日知事さんのご発言でレジ袋について県は積極的に関与していくというようなお話があったかと思っております。ぜひ知事さんにリーダーシップを取っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

一方井委員長

橋本さんありがとうございました。それではひと通りご発言が終わったかと思っております。できるだけ時間の許す限り、今まで出たたくさんの貴重なご意見あ

るいは具体的なご質問もあったかと思うんですけれども、お答えをさせていただきたいと思います。

私がずっとお聞きして感じてしたのは、前の計画等に比べてだいぶ進んでいるというおほめのことばもありましたけれども、また一方でかなり踏み込んでいるというこのうらはらのことになりますけれども、中小企業の方々などの非常に苦しい状況のお話が多々あったと思います。そういうところにぜひ支援をしてほしいというお話もございました。あるいは市民の目線の方のご発言もたくさんあって、一方的に情報を流すだけじゃなくて、それが市民にどう受け止められてまさに役に立ったという情報のフィードバックもほしいというようなお話もあったと思います。

それから特に産業界の方々の方からは、目標が高いのはいいけれども、経済性をぜひきちっと踏まえてやってほしいと。あるいは県民の方々にごこういう負担があるというようなこともちゃんと合わせて周知をしてほしいというようなお話もあったかと思えます。

いずれにしても県がやることについて、県の方でも十分責任を持って周知をしてほしいと。自分たちが顧客との間で板ばさみになって困るようなことはできるだけ避けてほしい、というようなお話もあったと思います。

最終的には、私どもの今回の計画の特徴でもありますが、なるべく長期を見て戦略的に方向性を出そうということですが、そうはいつても中間的な短期、中期の戦略もそれなりに目配りをしてほしいというようなこともあったかと思えます。

今までずっとお聞きになっていて、専門委員の方々、それぞれのご専門のお立場から個々に言っていただくとはいかないかもしれませんが、お感じになったこと、お答えできることをお話しいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

高木専門委員

それでは専門委員をしております高木でございます。私は仕事としては大学の教員ですが、建築関係の教員でございます。今日建築あるいは建設関係の方からいただいた意見については、地元の者でもありますので非常に重く受け止めさせていただいて、一専門委員としてもまた地元の研究者としても、県と一緒にこれから、皆様が例えば講習会とかそういったことについてのサポートというお話もずいぶんございましたので、それについては考えていきたいと思っていますし。評価手法についても今日意見いただいたものも踏まえて検討を再度していきたいと思っています。

それから今日いただいた意見の中で、まさにまったくそのとおりだなと思ったことの1つに、計画書に対する評価というのをこれから積極的にやっていこ

うということを書いていたけど、これまでに既に出されている要するに報告というか、これまでにあるものに対する評価があまりないんじゃないの、というようなこと。

あるいはこれから報告が出てくるわけですが、それに対してどうやって評価をしていくのかということについてのご意見もいただいておりますが、これもこれからの話ではありますけれども、出しっ放しにならないようなものをどうやっていくのかということは、地元にいる者としてはこれから考えていく必要があるなということを強く感じました。

今日いらしている方の中には、これまでずっと環境問題について積極的に関わってきたグループ、市民団体、NPOの方は私も存知上げている方が多いわけですけれども、そういった方は今日の県が出している計画や条例について、いろいろなご意見もお持ちだというのは当然だと思います。それに対してこれまで環境問題に積極的に発言をされてこなかった業界から来ている方もかなり温暖化の問題、あるいは県が今やろうとしている計画などについてもかなり掘り下げて調べていらっしゃるし、知識も持っていらっしゃることがよく分かりましたので。そういった意味からはこれから長野県でこういったことを進めていく上では大変心強く思っています。

皆さんと一緒に前向きにやっていきたいと個人的には強く思いました。ありがとうございます。

歌川専門委員

専門委員の歌川です。今日のご意見に対策を進めるヒントがあります。事業者から、どこから取り組んでいいのかわからないというご意見がありました。NGOから、知識や情報の格差があるというご意見がありました。また、事業者から、経営が厳しい一方、光熱費削減が省エネの大きな推進力になるというご指摘がありました。

エネルギーの消費実態を見ると、工場でも業務施設でも大きな省エネ余地があります。また、少しの投資、あるいはほとんど投資をせずにエネルギーやCO2も光熱費も大きく削減し、短期で投資回収、大きな工場では年間1億円以上の光熱費を削減した例もあります。それを広げるため、今日多くの方からご指摘があった事業モデル、先進事例、業種・施設種類別に効果的対策と見落とし箇所、対策による削減効果、初期投資額、光熱費削減額の目安などが共有されると、対策の着手が進み、長野県の目標達成がより具体的になると考えます。

皆さんのご意見で対策を具体的に推進していくヒントが出たと思います。以上です。

一方井委員長

ありがとうございました。ちょっと事務局の方で補足をしていただく前に幾

つか明確なご質問があったような気がします。

私が覚えている限りでは1つ工務店協会さんの方から、いわゆる計画書など建築主が義務を負うべきではないかと。むしろ事業者というのは受身の立場だというようなご質問があったかと思うんですけども。

田中企画幹

質問はちょっとこちらで、コメントも含めて全てまとめてやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

一方井委員長

分かりました。それでは事務局の方にとりあえず補足のご意見ご回答をお願いしま

田中企画幹

いろいろご質問、ご意見いただきました。特に今も委員長の方からも言及いただきました建築の制度につきましてはご意見を最大限踏まえまして、制度設計、より検討して進めてまいりたいと思います。

またそのプロセスそれから周知の方法等につきましては、各団体さんともご相談をさせていただきながら進めて、できるだけご意見を最大限踏まえていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

またご質問をいただいたものですが、計画書制度についてペナルティがあるのかと。これは基本的にはご提出をいただけなかった場合に、対象の事業者の方に対してということになります。つまり、まず私たち県の方から、ぜひご提出をお願いしたいとお願いをいたしまして、それでも何度お願いしてもご提出をいただけないという場合は提出してくださいという勧告を出しまして、勧告を出しても、その後のお願いをしてもまだご提出をいただけないという場合につきましては、ご提出をいただけなかったということ公表させていただくと、このような方法で、ことを考えております。

その上の何か罰則、例えば行政罰で過料とか、そのようなものは現在のところ予定はしておらないというところがございます。それから家庭の省エネについては、長野県内80万世帯のうち10万世帯を対象に何らかの形で情報が届く、あるいは診断ができる、あるいは講習会を受けていただくと、何らかの形で情報が提供されるようなことをやっていきたいと思っておりますが、たしかにご指摘のとおり、残りの70万世帯はどうするんだというのは、なかなか私たちも全世帯を対象にどうやっていくのかというのは、まだまだ試行錯誤のところもございます。今回これまでは年に200から300件、県としてやってきたところを何とかこの計画年内で10万世帯というレベルまでもっていきたいと思っております。

逆に各事業者団体の皆さんからも、このようにやれば各家庭に省エネの情報

が的確に届くのではないかと、助言ができるのではないかと、いい方法がございましたらぜひアイデアをいただければ本当に助かるということころでございます。

また、その他各施策、予算も必要となるような施策につきましてはご意見も踏まえまして、今後予算編成の中で検討をしてみたいと思っております。特に中小事業者やあまり公共ではない業種の皆様の中で、環境対策を進めていくときのサポート、支援等につきましては、こちらの方でも協定制度というものを、つまり協定を出してそれに伴って何らかの支援措置を講じるというような方法も含めて検討をしてみたいと考えております。

その他さまざまなアイデア等もいただきました。今回の計画の中ではまだまだ反映しきれないところもあるかもしれませんが、私たちも今回の計画がパーフェクトであると思っております。

この計画の中でも5年後の見直しということを明記してありますように、適宜よりよい方法そしてまた財政的な余裕が許す限り、最大限反映させてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それからクールシェアの状況の詳細につきましては、中島の方から答えさせていただきます。

中島課長

クールシェアスポットについてのご質問をいただきました。このクールシェアスポットは今年の夏初めての取り組みでございまして、現在その成果のアンケートを行っております。クールシェアスポットは300箇所今年登録をいただきまして、皆様にどういった反響があったかとかどういった課題があったかとかいうのを今聞いております。

こちらの方に出ている情報では、やはり幾つかお客さんが増えてその場所自身の発信をすることができたということと、その場所自身が、それぞれが持っている商店やレストランといった意味だけではなくて、環境に優しい場所、節電対策に協力している場所としても発信ができたということに関して高い評価をいただいています。

ただ一方で、我々の発信不足もあって、まだまだクールシェアスポットという考え方が進んでいないというご意見もいただいていますので、より広く普及を図っていきなと思っています。またこの冬もあったかシェアスポットということで、長野県は寒い所ですが、温泉等もありますので観光とも結び付けながらこの普及を図っていきなと思っています。

こういった節電対策はこれまで温暖化の県民啓発の中に位置付けられていなかったのですが、今回の新しい環境エネルギー政策の中では一つの重要な対策として位置付けて、より効果的に取り組んでいきなと思っています。

それから水力発電についてのご質問がございました。長野県は水力発電が非常に適地だと考えられておりますが、ご指摘の通り水利権の許可を取るところに非常にハードルがあるというのは我々も認識をしております。これまでの取り組みですが、自然エネルギー信州ネットさんと連携をしまして、長野県内で水利権等さまざまな規制が障害となっているような自然エネルギーの事例を調査してまいりました。

その調査したものをまとめて今年の5月には内閣府の規制改革の担当の参事官にも来ていただきまして意見交換をしておりますし、また自然エネルギー協議会という全国的な県レベルの組織がありますけれども、そういったところで各県が直面しているような、地域で直面しているような規制の支障事例を集めて規制庁の方に提案をしていくという活動を現在しております。

それは単なる紙として提出するだけでなく、直接関係省庁と議論をするということになっておりまして、私の方もまた今後直接省庁の方へ出向いて行って、長野県の支障事例も含めて水利権等の課題を国の方に提案をしていきたいと考えております。

こういった形で長野県としては、自然エネルギーの普及を促進するために規制等の障害があれば積極的に国に提案したり、または県の中でできることがあれば関係部局と取り組んでいきたいと考えていまして、そういった視点もこの環境エネルギー戦略の中にぜひ盛り込んでいきたいと考えております。よろしく申し上げます。

一方井委員長

ありがとうございました。今の専門委員会委員、あるいは事務局からの回答で、今日ご発言のあったものについて全てをカバーしていないかもしれませんが、今日いただいたご意見、ご質問については、全てきちっと記録をさせていただきます。改めて私ども専門委員会の中でもよく検討させていただいて、できるだけ12月の委員会に反映させていきたいと思っております。

最後にちょっと私の方から補足をおきたいのですが、冒頭私の方からドイツが経済成長をしながら一方で温室効果ガスを減らしているというご説明をいたしました。ドイツがなぜそれができているかということにつきましては学問的にも興味深いところですが、やはりドイツはかなり長期的な戦略を明確に決めていることが大きいと思います。また、それを市場メカニズム、要するに世界の経済を動かしている、経済そのものと言ってもいいかと思いますが、このマーケットメカニズムのルールそのものをドイツは、今、変えているわけです。

具体的に言えば国内、かなり高率のエネルギー税も入っていますし、あるいは固定価格買取制度も、いわゆる電力や他のエネルギーも含めての市場の自

由化と合わせ技でやっていますし、あるいは EU 全体でやっているわけですが、それぞれの排出施設にきちっとしたキャップを掛けた排出量取引制度、これはもうかなり厳しい、そういった意味では総量規制みたいなものが始まっているわけです。

逆に言うとそういうものがきちっとしていないと、どんなに個々の企業の方が個人的にやりたくても自分たちだけがやると市場の中で不利になってしまう、ということがあるものですから、そういった意味では日本が国としてまずはそういう大きなルールを決めた上でこういう長野県なり他の県がきちっとやらなければいけない。

そのように、国と地方とが合わせてやっていくというのが私は筋だと思いますが、国がまだ十分に制度を作っていない段階で、今、経済性も含めてぎりぎりやれるところは何だろうかということを考えたのが、長野県の今の施策だと私は思っております。ただ、結局そういう状況でも何故、一步二歩進めるかという、先ほど歌川委員も言われましたとおり、やはり省エネのポテンシャルというのは、実は日本でもかなり高いものがあるということがあります。私自身の研究でも、それが実証的にかなり分かっています。

ただいろいろ情報とか今までのやり方とかそういうものが急には変わらない、変えられないということがあって、そのようなポテンシャルが十分に発掘されていないところもまた事実でございます。そういった意味で、今の段階でもそれほどコストを掛けなくても進められる部分もある、そこを着実につぶしていきたいという感覚もあろうかと思えます。

補足がやや蛇足だったかもしれませんが、最後に私の思いを申し上げます。ありがとうございました。

それでは本日は前回不足だった農業者、林業者の立場からのオブザーバーの方をお迎えしておりますので、ご発言をいただきたいと思えます。最初に長野県の農業経営者協会の伊藤会長さんからご発言をお願いできますでしょうか。

長野県農業経営者
協会・伊藤 氏

ただ今ご紹介いただきました長野県農業経営者協会の会長をやっております伊藤でございます。よろしく申し上げます。

私、今回初めて来させていただいておるわけですが、先ほどからのご論議、また前回第1回のこの会議の主な意見を見させていただく中から、幾つか農業に関係するご発言もあつたりしまして、各委員の皆様方の中に、農業に対する関心というものがあることを嬉しく感じておる次第でございます。

この会につきましてはとくに温暖化ということが取り上げられておるようでございますけれども、気温ということだけではなくて、降水量あるいは日射量だとか、あるいは風力だとか、いろいろなそういう自然環境に最も私も農

業というものは敏感な産業だろうと考えております。

ご存知のように農林業というのは植物の炭酸同化作用で CO₂ を取り込んで酸素を供給すると機能を産業として持っているわけで、その中の関係では非常に一般的にエコな産業だろうと自負をしているところです。、現在問題として出ているのは、それらが非常にもう危機になって、だんだんと温暖化が進んでいるというようなことです。実際に私どもの現場でも気温が上がることによって、あるいは例えば台風がだんだん大型化するというようなことによっても、非常に大きな被害が毎年目立つようになってきているというようなことがあるわけでございます。

ただ、今のいろいろなご議論をお聞きする中で、私どももできる努力を今までもしておりますし、また、これからもやってまいると。例えば酪農とかあるいは養豚からの排泄物からメタンガスを発生させて、それを熱エネルギーに変えていくというようなことも一部研究開発としてやっておりますし。また小さな規模でもやっている人たちもいるということで、まだそういうものが小さな点としてありますけれども、これも行政としても取り上げていただいて、そういうものも積極的な活用法としてやる、伸ばしていくということに力を貸していただければありがたいと思うわけでございます。

また、特にいろいろなご議論の中では、省エネあるいは省電力の工夫というようなものが非常に言われておりますけれども、これは1つの攻防の中での、防ぐ方というような、無駄を省くということなんだろうと思っております。もう一つは攻める方。エコエネルギーの増加を図っていくというようなことにも、私ども積極的にしていく必要があるのではないかと思います。

特にそれらが生かされていると思う、特に長野県で生かされていると思うのは、なぜか市町村別の風力、水力、あるいは熱エネルギーというようなもののランキング表が出たことがございまして、その中のほとんどを占めるのが北海道と長野県の各市町村で、非常にランキングの上位に取り上げられたところが実際でございます。長野県の場合は水力が主でありましたけれども、小水力発電に対する関心、あるいは実際に行われておることは全国的に非常に注目している状態にあると言えると思っておりますけれども、ますますそれは進めていく必要があるだろうと思っております。

ただ私どもの農業の面から申し上げますと、水力のもととなる水路は、従来農業生産組織、あるいは地域の自治組織等がその建設あるいは維持管理に携わっておりまして、それらとの整合性というものを当然目指させていただきなから、より多くのそういうエコ的なエネルギーに結び付けていくというようなことを、ぜひ進めていただきたいというように思います。

また、それと同じわけではありますけれども、こういう会の結果というもの

が、すごく進行したり、あるいは進める上で、他の特に私どもで言えば現在5カ年計画の「食と農業農村振興計画審議会」を進めておりますけれども、そういうふうなところとも整合性を持って、一体的に意見なり全員で、今座長さんもおっしゃられたように、国としてというようなこともありますが、県としても一体化して整合性を持った形で機能的に前進という方向でぜひ進めていただくことを希望いたします。よろしくお願いいたします。

一方井委員長

伊藤さんありがとうございました。この後林業経営者協会さんの方からもご発言をお願いしようと思っていたんですけれども、ちょっと急なご都合で出席ができなくなったというご連絡がありましたので、そちらの方は私どもの方でヒアリングをさせていただこうと思っております。

それでは今日大変皆様方のご協力をいただいて比較的順調に進んで、後30分ほど時間があるんですけれども、今までのご意見やコメント等を踏まえてぜひフリーにご意見を出していただければと思います。どんなものでも結構でございますし、感想のようなものでも結構でございますし、さっき3分という時間で言い足りなかったことがもしありましたら、追加でもご発言をいただいたら結構でございます。

ご意見のある方は挙手で、はいどうぞ、傘木さん。

地域づくり工房・
傘木 氏

大町の地域づくり工房の傘木です。私個人的に、旅館をやっていたものですが、まず地元の温浴施設の株式会社の取締役をボランティアでやらせてもらっています。たぶん県内、長野県は温泉地として有名なものですから、各地にそのような大きな規模の温浴施設や、または旅館、ホテルなどでも大きな温浴施設を持っている所があると思うんですけれども、こういう所の設備は温泉熱しても、かなりやはり高エネルギー体質になっておりまして、特に私どもの会社のものもそうなんです、バブルのころに造られたものが多いものですから、非常に高エネルギー体質になる。去年は省エネパトロールに来ていただいて、温暖化対策も、ちょっとばかりさせていただいたりもしたんですが、長野県の計画として特徴あるものにするためには、先ほどホテル協会の方からもお話ありましたが、やはりこの環境、あとはこの温泉の環境、施設、また温泉熱の利用といったことも含めた部分に、もう少し配慮したというか、特化した頭出しをしてもらった方がいいのではないかなと思っております。

そういったものの施設を、ある程度の規模の設備数をひっぱり出すだけでもかなりの量になると思いますので、少し県の方で調べていただいて、そういった所に対する対策効果というものを試算できるのではないかと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

一方井委員長

ありがとうございます。よくご意見分かります。温泉。また高エネルギー体質ではあるけれども、逆にポテンシャルもあるというお話ですよね。長野県の特徴も生かしてということだと思えます。ありがとうございます。

その他いかがでございましょうか。どうぞ、信州気候フォーラムさん。

信州気候フォーラム・平島 氏

先ほど長野県バス協会の方からお話あったんですが、本当にやはり協会単独としてCO2削減するのは、とても大変なことだと思います。

県の戦略でやりたいことは、事業者全体からのCO2の削減だと思うんで、バスというのは公共交通機関ですからCO2削減については有力な手段であるわけですから、場合によってはバス自体のCO2が増えたって全然構わないじゃないかと思うわけです。なのでそういったことがちゃんと説明できないといけないんですけれども、ここで増えたけど、他でいっぱい減ったから、トータルではいいんだよ、ということが言えないといけないと思うんです。あまり自分のとこだけで何とかしていこうとは考える必要がないかなと思いました。

先ほどお話に出たクールスポットとか、あったかシェアスポットなんかも、そのスポットになったところで快適性を下げちゃって、その結果人が集まらなくなったら元も子もないわけなんで、そこ自体は、そういう意味では増えたって他のところでガンと減らす、トータルこれでいいよといわなければいけない場合もあると思います。ちょっとそこらへんを、やっぱり広くそういった観点、視点が必要かなと思います。以上です。

一方井委員長

ありがとうございます。大変今のも重要なご指摘だと思います。全体を見て、うまくやりくりといたしますか、まさに、経済性とはそういうことだと思います。その他いかがでございましょうか。

これだけの関係者の方が一堂に会して、これだけ直接情報交換ができるというのは大変貴重な場だと思いますので、ぜひどんなことでも小さなことでもありましたら。

それでは無駄に引き伸ばすことは私もいたしませんので、意見が出尽くしたということで本日いただきましたご意見については12月までの間に私ども専門委員会でしっかり受け止めさせていただいて、十分次のドラフトに反映できるようにしております。

本日は本当に、傍聴の方もいらしていただいたかと思いますが、皆様お忙しいところご出席本当にありがとうございました。まだこれで終わりというわけではございませんので、これからもどうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

柳原係長

一方井委員長さん、ありがとうございました。ステークホルダーの皆さんも長時間にわたりありがとうございました。

それでは最後、連絡・その他ということですが、本日のご意見自体は環境審議会温暖化専門委員会で報告をさせていただきます。また、ステークホルダーの皆様、まだもしご意見等ございましたら、今日の参考資料のところにパブリックコメントの募集に関する広報資料を付けてございますので、そちらの記載に基づき 11 月 2 日までに、所定の方法でご提出をいただきたいと思います。宛先は長野県庁ではなく、県の事業を受託している中外テクノス株式会社となりますので、お間違えのないようお願いいたします。

それと本日の会議の会議議事録でございますけれども、11 月上旬には公開したいと思います。また専門委員会等での議論につきましても、私ども温暖化対策課のホームページ上で公開してまいりますので、ご参考にしていただければと思います。

それで参考資料として本日お配りをしてございます資料でございますが、パブリックコメントの募集の提出期日は先ほどのとおりでございます。あとは順不同になりますが、25 年度の地球温暖化対策の関係予算、概算要求等の説明会ということで、10 月 25 日、岡谷市カノラホールで国の概算要求の内容の説明がございます。環境省と農林水産省の温暖化対策に関する予算の説明でございますが、対象者、一般事業者の方も参加申込み可能でございますので、記載のとおり開催日の前日まで受け付けておるようでございますので、ご興味ある方はお越しいただきたいと思います。

あとは添付しました参考資料としては、信州あったかシェアスポットの募集です。夏に行いましたクールシェアスポットの冬版ということで、冬の節電省エネ対策のことでございます。9 月 19 日から 2 月末まで募集をしておりまして、取り組み自体は 3 月末までということでございます。

取り組み、申込みがございましたら県のホームページで情報発信するとともに、環境省の特設サイトを通じて全国にも情報発信をする予定でございますので、関心がもしございましたら、こちらへの募集等もお願いしたいとともに、いろいろな事業者の皆さんも大勢参加してございますので、そちらも宣伝等をしていただければと思います。

それと信州省エネパートナーについては 6 月の時点で資料を提出させていただきました。年間を通じて募集をしておりますので、こちらの方についても引き続きよろしく申し上げます。

あとは「1 村 1 自然エネルギープロジェクト」の募集登録の開始ということで、本日 10 月 19 日にリリースしたものでございます。自然エネルギーの取り

組みで随時募集をしております「1村1自然エネルギープロジェクト」に取り組む団体が応募主体となって、広域的な取り組み、いろいろな部門のモデル性のある取り組みについて、市町村等を通じて募集していただくというものでございます。詳細な説明は省略させていただきますが、中にプロジェクトの例示、登録基準と登録のメリット、提出書類等を含めて記載がございますので、何かございましたら、温暖化対策課の方にお尋ねいただければと思います。

本日の会議も含めまして今後の温暖化対策の進展度については今回ここに提案させていただきましたステークホルダーの皆様には、細かくご説明をしてみたいと思っております。メールや郵送での情報提供に努めてみたいと思います。今日のご説明の中でご意見いただきましたが、それぞれの団体さんで、何か事業者の皆さんがお集まりする機会がございます、お声をかけていただければ、今日は全般的なお話でございましたけれども、詳細な個別のお話についても説明をしてみたい、または意見をお伺いしたいと思っておりますので、もしございましたらお声かけいただきたいと思います。

それでは長時間にわたり、休憩も取らず、申しわけございませんでした。それでは以上をもちまして本日のステークホルダー会議を終了させていただきます。長時間ありがとうございました。